

平成27年第4回東大和市議会定例会会議録第28号

平成27年12月7日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	遠藤和夫君	財政課長	川口莊一君
職員課長	原島真二君	保険年金課長	嶋田淳君

市民生活課長 田村美砂君  
環境部副参事 長瀬正人君  
土木課長 寺島由紀夫君  
中央公民館長 尾又恵子君

ごみ対策課長 松本幹男君  
都市計画課長 神山尚君  
学校教育課長 岩本尚史君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 実川圭子君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） おはようございます。議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。初めに、1、セクシュアルマイノリティの人権政策について伺います。

11月初め、渋谷区で同性婚を認めるパートナーシップ証明を発行したことが話題になりました。多様な生き方を認め合おうと、人権問題の面からもセクシュアルマイノリティのことが語られ、ニュースに取り上げられることが多くなってきました。そのような中、私は当事者の方のお話を聞く機会があり、セクシュアルマイノリティの方が幼いころから生きにくさを抱えながら過ごしてきたことを知りました。いじめの原因になりやすいことや、自殺率の高さなども大きな問題です。また、いろいろな書類にある性別欄に男、女とありますが、どちらを選ぶかにも迷ってしまうことや、学校や公衆の場での男女別のトイレも入りにくいことなどを知りました。そういったことは、周りの社会的な配慮があれば、例えば誰でもトイレのようなものをふやしていくなど改善できることもあります。セクシュアルマイノリティについて、正しい知識を持ち、理解し合える社会をつくっていく必要があると考え、今回、本市での状況を質問することとしました。

具体的には、①セクシュアルマイノリティについての市の認識を伺います。

先行している自治体では、条例や男女共同参画推進計画の中で、性的マイノリティなどの用語が使われ、配慮の必要性を定めています。本市では、第二次東大和市男女共同参画推進計画の中で、どのように取り上げているのでしょうか。

②学校で教職員の研修や児童・生徒への対応はどのようにしているのでしょうか。

先ほども述べたとおり、学校でのいじめの問題、あるいはさまざまな場面での男女の捉え方の中で、違和感を持つ児童・生徒はクラスに1人から2人の割合でいると言われていています。本市での対応を伺います。

また③として、市職員の研修はどのようにしているか。また、今後どのような対応をしていくのか伺います。次に、2、市民提案型事業についてお尋ねします。

10月に建設環境委員会で視察に訪れた福井県勝山市の「わがまち魅力醸成事業」について、私を初め他の委員の皆さんもとても感心した内容だったと思います。勝山市は、人口2万4,000人ほどの小さな自治体ですが、年間171万人もの観光客が訪れます。行政だけではなく、市民も一緒になって観光客をもてなし、まちの魅力を発見し、発信していく仕組みはとてもよいものだと考えます。本市でも魅力発見をしようと進めてきていると思いますが、私は次のステップとして、市の事業として進めていけないかと感じています。そのためにも、本市の市民協働事業にも勝山市と同じような市民提案型事業を取り入れられないかと考え、市の認識を伺います。

次に、②空き家対策と一体化した市民提案型の事業について考えを伺います。

市民がまちのために活動を広げたいとNPOをつくったり、事業として取り組みたいと考えたときに、最も課題となることの 하나가活動場所の問題です。そのときに約13.5%の割合である空き家を活用することができるように、市のほうで工夫ができないか伺います。空き家を貸す場合に、税金面で優遇したり、借りる側に費用助成をするなど、空き家を管理するだけでなく、活用するという視点での考えを伺います。

最後に、市民提案型事業として私は捉えているのですが、玉川上水駅前の東大和市ふれあい広場の運営について伺います。

昨年度、運営者を募集したところ応募者はなく、今年度、新たに現在募集中だと考えますが、応募の状況などについて伺います。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願ひします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、セクシュアルマイノリティについての市の認識と取り組みについてであります。第二次東大和市男女共同参画推進計画の中で、具体的な取り組み項目はありませんが、現在の典型的な男性、女性を想定しました社会制度の中では、不当な取り扱いや不利益をこうむるセクシュアルマイノリティの人権について、配慮する必要があると認識しております。

次に、学校での教職員の研修や児童・生徒への対応についてであります。教職員への研修や児童・生徒への対応につきましては、東京都から配布されております人権に関する資料や通知文等を活用して、学校において適切に対応していると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市職員の研修の現状と今後の対応についてであります。現在、性的少数者に対する研修は実施しておりません。今後、平成28年度に市町村職員研修所で性的少数者に関する研修が予定されておりますので、職員の派遣を検討しております。

次に、市民提案型事業についてであります。福井県勝山市で取り組んでいます「わがまち魅力醸成事業」は、市民が主体となって市内各地区に埋もれていたさまざまな遺産や魅力を再発見する事業であり、提案のあった事業に対し、自治体は補助金による支援を行っているものであります。市では、各施策において、市民、地域、事業者、行政等が役割分担をしながら進めてることとしており、取り組む手法として市民提案型が適切な施策であれば、取り入れていく必要があると認識しております。

次に、空き家対策と一体化した市民提案型事業についてであります。近年、管理不十分のまま放置された空き家がふえている状況の中で、空き家を一つの資源として有効活用を図る考え方があります。空き家の情報を集めた空き家バンクのようなものをつくり、空き家を活用しました事業の御提案でございますが、現在当市で把握している空き家は、ほとんどが高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置された空き家であります。このような空き家を活用していくためには、所有者の意向、個人住宅の構造や安全性と、またどのような用途に対応できるか検討する必要があるものと認識しております。

次に、玉川上水駅前の東大和市ふれあい広場の運営者募集状況についてであります。ふれあい広場の運営者の募集につきましては、個人並びに法人及びその他の団体等の発想において、ふれあい広場の利用方法や運営方法が提案されることにより、玉川上水駅前の施設としてより有効な活用を図るものであります。なお、応

募書類の提出期限は12月15日までとなっております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） セクシュアルマイノリティにかかわる教職員の研修や、児童・生徒への対応についてありますが、教職員の研修につきましては、東京都から配布されております人権教育プログラムを活用して、人権尊重の理念を理解し、人権感覚を磨いております。その中で、セクシュアルマイノリティを含むさまざまな人権課題にかかわる差別意識の解消を図ることは、極めて重要なことであることを認識しております。児童・生徒への対応につきましては、あらゆる偏見や差別をなくすという理念のもと、全教育活動を通して人権教育を推進しております。セクシュアルマイノリティにつきましては、東京都からの通知文をもとに、それにかかわる児童・生徒が相談しやすい環境を整えるなど、適切な対応を進めてまいります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

では、順次、再質問させていただきます。

まず、1つ目のセクシュアルマイノリティについてですけれども、この問題については性同一性障害、いわゆる心と体の性の不一致という障害で、医学的に認められていることや、それからそういうことで戸籍の変更なども認められてきています。このようなことは、私は極めて個人的な問題なのだと思っていましたけれども、やはり社会の理解がない中でいじめや自殺に追い込まれてしまう現状があります。社会全体の問題として、また人権問題であり、市としても対応を進めるべきだと考えて、今回質問をさせていただいています。

まず、知識としてそういう理解者をふやしていくということが大切だと思いますけれども、共通の認識を持ちたいと思いますので、まずこのセクシュアルマイノリティというのはどういった方なのかを教えてください。また、現在日本ではどのくらいの割合でそういう方がいらっしゃるのか教えてください。

○市民生活課長（田村美砂君） セクシュアルマイノリティの定義でございますけれども、人間の性は身体の性、心の性、恋愛や性愛の対象の性などからなりますが、多くの人は身体の性と心の性が同一で、恋愛などの対象が異性であるといえます。しかし、性のあり方はさまざまでありまして、体の性と心の性が一致せず、体の性に持続的な違和感を持つ状態、性同一性障害に当たる方、また恋愛や性愛の対象、性的指向が同性または両性である方、先天的に身体上の性別が不明瞭である方などもいらっしゃいます。これらの方を、セクシュアルマイノリティと言われていると認識しております。

実際にこういった方がどれくらいいるかということでございますけれども、国等によります正式な調査は行われておりませんが、本年の4月に民間で行った調査によりますと、同性愛者、性同一性障害などのセクシュアルマイノリティの方は、全国7万人の調査、回答者のうち7.6%であったとの結果を発表しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今御説明いただいたような、体の性別、身体的な性別のほかに、御本人が主観的に、心の中としてはどちらの性なのかという性自認ということと、それからあとは見た目の男らしさと女らしさの性表現というものもあると思いますし、あるいはどういう人に恋愛感情を持つかという、その性別、どういう人に恋愛感情が向いているか、性指向というような切り口から考えられていて、多様な性があるというふうには今も言われています。実はこのさまざまな多様な性があるということを、やはり認めることから始めなければならないというふうには私は思います。

先ほど御答弁の中での調査では、7.6%というふうにおっしゃっていましたが、私も手元にありますNPOの“共生社会をつくる”セクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークというところがまとめた最新のセクシュアルマイノリティの白書によると、やはり人口の3から5%はいるというふうに推計していますので、なかなか表面にあらわさない方もいらっしゃるの、実際にはもっと多くの方がいらっしゃるのではないかとこのように言われています。例えば3%だとしても、市内では人口に対して3%だと2,500人以上いるということになりますので、やはりそういった方に対して社会的な理解が進まなければ、ほかの人とは何か違うということで悩みを抱えている方が多いのではないかとこのように考えます。理解者をふやすための取り組みとして、今後どのようなことが市ではできるのかお伺いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在、男女共同参画の情報誌として「はーもにい」というものを年1回発行しておりますけれども、そちらの中で取り上げるのはどうかというところは、検討していきたいというふうに思っているところでございます。また人権の関係のパネル展等では、人権週間の強調事項といたしまして、性的指向を理由とする偏見や差別をなくそうとか、性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそうというようなことのパネル等を掲げるところでございます。

今後でございますけれども、現在の男女共同参画推進計画の改定版を今作成、案をつくっているところでございまして、先月、11月の1カ月間、それに対するパブリックコメントを行ったところでございます。その中で、御意見もいただいております、セクシュアルマイノリティの方に配慮した対応が必要になっているというような文言も、追記したほうがいいのではないかというような御意見もいただいておりますので、それについての考え方もここで示して、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 現在の東大和市の男女共同参画推進計画の中には、そういった記述がありませんでしたが、ぜひ改定版にはそういったところも載せていただきたいと思っております。他市の自治体では、条例を定めたり、あるいは男女共同参画推進計画に載せているというようなことも対応している自治体があると思っておりますけれども、他市の状況など、わかりましたら教えてください。

○市民生活課長（田村美砂君） 他市の条例等でございますけれども、小金井市では小金井市男女平等基本条例というものを策定しておりますが、その中で市民の定義といたしまして、性別、年齢、国籍、人種、疾病または障害の有無、宗教、出身地、性的指向にかかわらず、市内に住み、勤務し、また市内で学ぶ全ての個人ということで定義をされております。現在のこちらの条例を受けた行動計画の中には、具体的な取り組み項目というのは掲載はございませんでしたが、そのような形で条例で定義しているところはございます。

また、多摩市におきましては、多摩市女と男の平等参画を推進する条例というものを策定しておりますが、この中において性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、全ての方がさまざまな場面で平等、対等な立場で保障され、差別を受けることがない社会を目指すようということを規定しております。行動計画の中にも、それを受けた取り組みというものを掲載がされておりました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 条例として定めている自治体は、まだ数は少ないと思っておりますけれども、今メディアなどでも非常にそういった性別にかかわらず活躍している方などもふえてきております。若い青年や子供たちのほうが、そういったことを受け入れているような状況もある中で、やはり私は社会としてしっかりそういった方を認め合うというか、そういったことが、言葉としてきちんと載せていくことが必要なのではないかと思いま

すので、東大和市では今度、男女共同参画推進計画の改定にも前向きに取り入れていただけたということだと思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、渋谷区のほうで、この秋、同性婚の方に証明書を発行するということを認めました。いわゆるパートナーシップ条例ができました。当市では、このような動きについてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 渋谷区のパートナーシップ証明は、男女の婚姻関係とは異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である2者の方に、パートナーシップとして定義をするというものでございます。その後、世田谷区におきましても、パートナーシップ宣誓書というのが、本年11月から実施し、その後、兵庫県の宝塚市でも同様の取り組みということで続けておりますけれども、まだこういった取り組みは始まったばかりかと思っておりますので、このような動きに注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） まだ東大和市では表面的な、交わしてないと思っておりますけれども、人権の視点から世界的にも認めていく傾向があります。すぐに制度化するということはないと思っておりますけれども、もしそういった女性同士、男性同士のカップルが、この東大和市に婚姻届を出してきたときには、どのように対応していくかということは、早目に検討しておいたほうがよいかと思っております。少なくとも否定するような対応は、避けていただきたいと思っております。

それから、もう一点、行政にかかわることとしまして、さまざまな書類申請というのがあると思っておりますけれども、その中に性別欄というのがあります。ほとんどは男、女を選ぶことだと思っておりますけれども、そのことについて非常に悩んでしまうという方がいらっしゃるということで、海外ではXジェンダーという欄も設けられているというケースがあるそうですけれども、日本ではまだそういったところはないと思っておりますが、性別欄について、私はもう一度精査をしていただけないかと思っております。

例えば、当市で使用している住民票や印鑑登録証明などを申請する書類には、もう既に性別欄はありません。しかし、電子申請書については性別の記入欄があります。こちらは手続上で男女を記載する必要があるものなのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 市民部、特に市民課でございますけれども、市民課のほうの証明書の申請書関係で、性別記載という形になりますと、法定のもの以外につきましては、現在記載は求めておりません。現状の中で今、記載を求めていますのは、住民票の異動届出書、それから電子証明書の発行、または更新の申請書、それから住民票の写しの中に広域交付というのがございますが、この広域交付の交付申請書、それから住基カードですね、住民基本台帳カードの交付または再交付申請書、以上が今現在、法令に基づきまして性別の記載をしているものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ということは、これは法令上、それを記載するようにならなければならないかと思っておりますけれども、今のは市民部のほうだと思っておりますけれども、ほかの場面でもいろいろ申請書類だと、性別欄というのが多くありますけれども、それが必要なかどうかということ、いま一度確認していただき、特に必要がないものであれば、記入欄をなくしていくようにお願いしていきたいと思っております。

それでは、次に学校関係のほうでお伺ひしたいと思います。学校の教職員の研修で、こういったことをやはり取り上げていただきたいと思っております。先ほど教育長からの御答弁でも、人権教育プログラムにのっとって進

めているということなのですが、教職員の方に関しては都のほうから、あるいは文科省のほうからも何か通知などが出てくると思いますので、どのような通知があって、当市ではどのように対応しているのか、お伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** まず東京都のほうからは、性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてということで通知が、ことし、平成27年5月7日付の通知で来てございます。そこには性同一性障害に係る児童・生徒についての特有の支援ということで、その支援について教職員がまず理解をし、気をつけなければいけないこと、また児童・生徒に対しての対応について、個々にきめ細やかな対応をとるといったことが書かれております。また、相談体制を充実させるというようなことも書かれております。

また、国のほうからも、ことしの4月30日付で性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてということで文書が来てございます。そちらのほうを受けまして、当市のほうでも教職員に対しての研修を充実させております。職員会議等の一部を利用いたしまして、先ほどの人権教育プログラムを活用した人権全体の研修という形になりますけれども、その中で性同一性障害等も触れながら研修を行っているところと、今年度は小学校2校、中学校2校で人権課題として取り上げまして、職員会議等、またそのほかの時間も利用して対応をしているところでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 研修などもされているということで、進めていただいているのかなというふうに認識しました。学校の教育場で、あらゆる性差別をなくして、学校生活における性差別の慣行の見直し、改善をしていくということが、当市の男女共同参画推進計画の中にもあります。このことについて、私はちょうど去年の12月の議会の中で、一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、中学校での名簿の男女別になっている学校が、今現在5校中2校あるということなのですが、混合名簿に切りかえていくような動きは、その後あるのでしょうか、お伺いします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 混合名簿につきましては、現在、全小中学校15校のうち、中学校2校が混合名簿にはなっていないというような状況でございます。混合名簿にするしないということにつきましては、具体的に市の教育委員会のほうから、こうしてほしいというようなことは、特には指導等しておりませんが、今現在その混合名簿に全校していくというふうなところは、今その2校のみ残っているということで変わってはございません。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** こういった流れの中からいくと、私はやはりそれは男女別に分かれてるとするのは非常に不自然な感じがいたします。人権教育ということで、そのあたりもどこかで議論していただけたらと思います。男だから、女だからということではなく、その人、個人の人権を尊重するという視点で、何より児童・生徒の1人の権利が守られるような環境をつくっていく、一人一人の権利が守られるような環境をつくっていくことを要望いたします。

それから、先日お配りいただきました平成27年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成26年度分）報告書——こちらを見させていただいたんですが、その中で人権教育の推進という項目がありまして、記載してある内容が「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、



その他の人権問題やインターネットによる人権侵害などの課題について、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。」とありました。

東京都の指針の中には、「性同一性障害者」、「性的指向」という文言も入っていたかと思いますが、こちらに、東大和のこの評価報告書の中にも、ぜひ一言、その「セクシュアルマイノリティ」の文言を入れていただきたいと思います。そういったことが、きめ細かい対応、配慮なのだと思います。人権問題に関しては、きちんとそういった言葉を載せていくことで、受け入れているということを示していくことが大切だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 東京都人権施策推進指針に示されている人権課題の中で、その他の人権課題としてセクシュアルマイノリティの一つでございます「性同一性障害」という言葉が入っております。そのことを受けまして、基本方針の文言と、今、次年度のことについて検討しておりますが、その文言等も、今後その中に入れていきたいというふうに考えているところで、今検討してる最中でございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 学校の対応として、もう一つ、スクールカウンセラーや、教育センターのさわやか相談などありますけれども、相談しやすいように取り組んでいくというような御答弁だったと思いますけれども、どのような体制をとっていくのか教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 相談体制の充実というところでございますけれども、例えばそのセクシュアルマイノリティのシンボルカラーを相談室に置くというような対応であったりとか、またはサポートチームをつくってる組織の対応というようなことであったりとか、考えられるかというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても本人と保護者の意向を十分に御配慮しつつ、児童・生徒の不安や悩みをしっかりと受けとめて、そして児童・生徒の立場から教育相談等を行えるような、その体制を教職員とスクールカウンセラーとの連携を強化するとか、また必要に応じて関係機関と連携をしていくというようなことで、十分にその心情を配慮した対応を行うというようなことを、相談室の環境を整えていくということとともに、指導室のほうからも学校等のほうに話をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** このセクシュアルマイノリティの方は、学校に入る前からのような、幼いときからそういった違和感を感じてる方が多いというふうに聞いてます。小学校や中学校では、親にはなかなか言い出せないけれども、誰かに聞いてもらいたいということで、先生だったりとかお友達だったりに相談することが多いというふうに聞いていますけれども、やはりそういったときに否定的な言葉などが出してしまうと、またそこでさらに傷ついてしまうということがありますので、やはり相談に乗れるよということを示していくことが大切だと思います。なかなか自分から、この人はわかってくれる人だろうか、そうじゃないかということを見きわめるといえるか、そういうことは難しいことだと思いますので、そういう相談にも乗れるよということ、きちんと示していくことが必要なのではないかとこのように考えます。

今回、私のほうで手に入れることができなかったんですが、西宮市のほうの教育委員会で、専用のパンフレットを作成して、子供たちにもわかりやすく伝えているというふうにお聞きしましたので、ぜひ機会があれば参考にさせていただきたいと思います。

それでは、次に市の職員のほうの研修などについてもお伺いしたいと思います。

市では、先ほど御答弁の中では、来年度、研修などに派遣を検討してるということですが、今のところ

ろそういった市の職員に対しての研修、それから今後の対応についてどのようにしていくのか、再度お伺いしたいと思います。

○職員課長（原島真二君） 市の独自研修として行う予定等はございませんでして、先ほど言った東京都市町村職員研修所ですね、市長答弁にありました研修につきましては、人権啓発研修の一部として、性的マイノリティを対象にした研修を行う予定がありますので、そちらへの派遣を検討しているという状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 研修を受けられる方は何名かいられるかわかりませんが、ぜひその研修を受けてきた内容を、市の中で広めていただきたいというふうに思います。

それから、冒頭でどれぐらいの割合でいるのかという話が出ましたが、その点からいくと市の職員の中にも何名かの方がいらっしゃるのではないかと、11月13日に経済産業省の職員の方が、トイレの使用や人事上の問題などについて処遇改善を求める裁判を起こしました。企業によっては、戸籍上の性と異なるトイレを使えるようにしたり、いろいろな配慮をしている会社もあると聞いています。当市では、現状はいかがでしょうか。また、そのようなことが今後あったときに、どのように対応していくのかお伺いします。

○総務部長（北田和雄君） 市の職員の中に性的少数者がいるかどうかという問題ですが、これは個人の悩みの問題ですので、調査することはできないことだと思っております。ただ、相談があれば相談には対応していきたいというふうに考えています。一般的に問題になりますのは、トイレと更衣室の問題が問題になってくると思っています。通称名の問題は、旧姓使用で実例がありますから、それを準用することは可能ですが、トイレと、それから更衣室、この問題は大きな問題になってくると思っています。法的には、特例法がございますから、医師2名以上の診断と、それから生殖器の手術といったものをやれば、戸籍上の性別を変えることができます。戸籍上の性別を変えれば、例えば男性だった人が女性に戸籍が変わって、女子トイレを使っても、これは軽犯罪法違反にはなりません。特に問題ございません。ただ、この法的な問題と、実態の問題とはやはり大きな課題があると思っております。

経産省で問題になった方につきましては、これはまず家庭裁判所の認定を受けてらっしゃらない方ですね。身体的な理由で手術ができないということで、特例法の対象になっておりません。そういうことがあったんで経産省としては、トイレを使用することは認めますが、ただ周りの職員の理解を求めてほしいということが条件だったようです。その結果、周りの職員の理解が得られなかったというようなことがあって、精神的な疾患にかかり、それで休職になったということで、訴訟になったというケースでございます。市として、実際今後こういった問題が出たときに、更衣室とトイレをどうする、この問題についてはやはり今後十分研究していく必要があるというふうには考えています。

以上です。

○4番（実川圭子君） 非常に難しい問題だと思いますけれども、そのようなことが相談があった場合に慌てないように、ぜひ御検討のほう、よろしくお伺いしたいと思います。

職員の方は、職員の中だけではなくて、直接市民の方に接する方が多いわけですが、そういったこと、市民の方に対する対応としては、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。例えば今のようなケースが、職員だけじゃなくて訪れた市民の方から何かあった場合のような対応について、どのようにお考えになっているか教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 性的少数者に限らず、世の中には少数者と言われる方々はいらっしゃいます。この人たちの人権をどう守っていくかということが、やはり基本だというふうに考えておりますので、やはり人権の啓発研修、これがやはり基本だと思います。具体的な話としましては、研修に参加を今やっておりますし、性的少数者に関する研修はやっておりませんが、人権に関する研修はやっております。あと接遇マニュアルというものが市の中にありますので、これについて人権にかかわる部分について、少し内容を充実するという対応は考えたいというふうには思っています。

以上です。

○4番（実川圭子君） 研修した内容が、ぜひ実践でも生かされるようにしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、気になるデータがあるんですが、壇上でも申し上げましたように、セクシュアルマイノリティの方の自殺率が非常に高いということが、データでもあるようです。人と違う、受け入れてもらえないというような気持ちで思い詰めてしまうような否定的な情報環境で成長して、自尊感情を形成しづらかったというようなことだと思いますけれども、先ほど私が紹介しました白書によると、一般の方を対象に、本気で自殺したいと思ったことがあるかとの問いに、自殺したいと思ったことがあると答えた割合が、一般の方で23.4%、それに対してセクシュアルマイノリティは60%に上るということでした。このことも、私は周りの方の理解がふえていけば、そういったことは減らせていけるというふうに考えます。市民の方への対応として、メンタルヘルスなどの観点からも、この自殺を考え、自殺念慮というんですか——の割合が高いということに対する認識があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうからお話ございましたけれども、内閣府の平成26年版の自殺対策白書の中に、セクシュアルマイノリティの対策の必要性が明記されて、その中に性同一性障害の方の7割が自殺を考えたことがあると。また2割の人が自殺未遂をしているというようなことが記載されてるところでございます。現在自殺防止対策として、自殺者の集計というのがデータで出ておりまして、これは東京都が行っているものでございまして、東大和市につきましては、東京都多摩立川保健所の北多摩西部保健医療圏内での自殺者のデータということで集計がされております。この中では、性別と年齢別というようなことで集計されておりますので、性同一性障害かどうかまでの把握はできない状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市内の中で実際にどのくらいの方がということとはわかりませんが、日本全体を見た場合に、そういった傾向があるということは、やはりしっかり頭に入れておいて、今後、御相談があったりですか、それから相談するということは、私は余り、そんなにケースはないと思いますけれども、やはりそういう理解者が周りにいるかということが大切だと思いますので、ぜひいろいろな場面でそういう言葉を出して、そういう方も社会の一員で仲間なんだということを、私は言葉化していくことが一番大切なんだろうというふうに考えます。誰もが安心して暮らしやすいまちというのは、もちろん誰もがということとは、セクシュアルマイノリティに限りませんけれども、少数者の方にとっても暮らしやすいまち、そしてそういうまちは、やはりマジョリティというか、多くの方にも暮らしやすいまちになると思いますので、個人的な問題というふうなことではなくて、社会の問題、全体として捉えて認め合える社会をつかっていっていただきたいと思います。先ほども申しましたけれども、メディアの中でも随分と性別にかかわらず活躍している方もふえてきている中で、これから社会の認識というのはどんどん変わっていくと思いますので、市のほうも感度を高めて対応していただきたいと思いますよう、要望いたします。

以上で、1つ目のセクシュアルマイノリティの人権政策については終わりにしたいと思います。

続きまして、2つ目の市民提案事業についてに移ります。

市民提案事業は、協働の事業の一つだと思いますけれども、これまでも私は議会の中でも、協働に関する質問なども行ってきました。尾崎市長は、1期目の初めから市民との協働について進めようと努力されて、市民協働係をつくり、そして1期目の終わりには職員に対しての協働の指針も策定しました。市民の中からも、市の魅力を発見し、観光に役立てようというような観光ボランティアさんですとか、福祉の面でもサロン活動や、あるいはゆうゆう体操などのようなものもどんどん広がりを見せてきていて、私は少しずつ協働事業というのにもふえているように感じてきてはおります。

一方で、まちづくりにかかわって市のために何か考えて行動したいと思っている市民の方は、もっともっと大勢いるというふうに考えますので、そういった市民の思いや力を生かす事業展開を、ぜひ今後進めていっていただきたいと思い、この質問をさせていただきます。

今回、建設環境委員会で視察に訪れた勝山市の——ここでは、通告では「わがまち魅力醸成事業」というふうに書かせていただきましたけれども、勝山市のこの事業は、全体としてわがまち助成金などの助成事業というふうに言っていて、それがとてもよい仕組みだと思いました。同じように、この東大和市にそれを全く取り入れることは難しいと思いますけれども、いいところを一部でも取り入れていただきたいと思います。

このわがまち助成事業というのは、5段階に分かれてまして、おおよそ3年ごとにわがまちげんき発掘事業という事業が最初でありまして、3年間、一律定額補助で、まちづくりの団体、100万円ずつ補助をしていくということを3年間やりました。その後、創造事業ということで、今度は市民の企画提案型で3年間、行きます。その後、げんき発展事業ということで、その市民提案型の中にいろいろな特産品をつくったりとか、名産品をつくったりというような発展をさせています。そして、4番目に魅力醸成事業ということで、今度は環境に配慮した、CO<sub>2</sub>の抑制などにも配慮した事業を展開していく、あるいは自己資金をきちんと用意できるような形で事業提案をしてくる市民の方に助成をしていくということで、どんどん事業は発展しています。現在は魅力発酵事業ということで、女性グループなど、いろんなグループが積極的に参加できるように、新チャレンジということで、お試しで、少額ですけども、10万円ぐらいの補助で新しく事業を展開したい人も参加できるというような形になってます。

このような、市民からの提案事業で、平成14年度から始まって13年間で272事業、行ってきたというふうに聞いてます。このことについて、市ではどのような印象を持たれますかというか、この辺は取り入れられるかとか、あとはちょっと東大和市にはどうかとか、何かこの事業に関して市ではどのようにお考えになったかお伺いしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 実川議員のほうから御紹介いただきまして、いろいろ調べたところでございますけれども、やはり段階的に、げんき発掘から創造して、今は魅力の醸成の時期の補助をしてるというようなところを拝見したところでございます。当市におきまして、どのようなことができるかということでございますけれども、先日も他の議員さんから市民提案、協働事業の提案についての御質問をいただいたところでございますけれども、当市、まだ始まったばかりでございまして、指針が昨年度できました。ことしは研修を周知して、来年度もその予定でおるというところでございます。やはり都内49区市でございますけれども、その中で協働事業の提案等をやってるところとやってないところ、大体半々ぐらいなんですけれども、その中で休止してるとかやめちゃったよというところも5区市ございまして、その中の理由を見ますと、やはり職員の意識、理

解を高めていかないと進まないよということで、今休んでいるというようなところもございますので、そういうところの理由から見ましても、やはり協働とは何ぞやというところから、職員に周知をしていくのが先決かなというふうに思っているところがございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) まだ職員の中で、そういった意識が高まってないんじゃないかというなお話だったと思いますけれども、先日、関野議員のほうからも、プレゼンテーション事業ということで、さまざまなやりとりがございました。その中で、部長の御答弁の中に、この市民提案型のプレゼンテーションの事業を行うと、事業がふえてしまうというような発言があったと思います。私は、当然職員だけで担い切れない、しかし市の活性化に役立つような必要な事業がふえていくことを期待して、この市民提案型事業を提案しているのですが、市のお考えは事業をふやさずに市民協働を進めるということなのでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 協働事業をふやしていくと、本当に事業がふえてしまうということがございますので、やはりこの提案型をやっていくときには、行政サービスのスクラップ・アンド・ビルドが必要不可欠だということがよく言われておりますので、先日、市長のほうからも答弁ございましたけれども、やはり財源というところもあるかと思います。その辺を、補助とか交付金のこういうものに充てていいのかというような検証も必要かということも市長からも答弁いただいておりますので、その辺も含めまして、現在やっている事業の中で協働というものを入れられれば、入れていければ事業自体はそうふえることではございませんので、そういう意味では私は答弁したつもりでございますので、何かやるのに協働事業でやっていくというと、本当に協働事業だけがどんどんふえてまいりますので、その中で今やっている事業の中で協働できるものがあれば、現在と事業数は変わらないわけですから、そういう意味では私は申し上げたつもりでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そのあたりが、私、非常に認識が違っていたんだというのを改めて感じたところなんですけれども、やはり今のお考えですと、市の事業があって、そこに市民に協力してもらえたらというようなお考えだと思いますけれども、私は市に対してどんなサービスが必要なのか、市民にとって何がサービスとして求めたいのかというのは、市民の方が一番知っていることだと思います。そういったことを市民の方から発信する、提案していくという事業が、私は必要なのではないかと、この質問をしているところなんです。

方法としては、市民からの発信による提案事業で、それが提案されたら、じゃ市の施策に合致するのかとか、そのときに市が判断して、事業として市の計画に沿うようなものであれば認定していくというような形で進めていけば、いいのかなというふうに思います。市民から発信することで、市民もその担い手となって、やりがいを持って取り組んでいただけるというふうに思います。そういうふうに考えたときに、例えば先日、公民館でも第5回目ですか、ママ・マルシェというような活動も非常に活発に行われていたりとか、あとは今ちょっとロビーが使えないので公民館でやられてますけれども、食器のリサイクルの取り組みなどは、私は市民の提案によるものだと思いますけれども、こういったことは市として協働事業というか、市の事業として位置づけてるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。また、ほかの事業でも何か市民からの提案で、市の事業として位置づけてきたものがあるのかどうかお伺いします。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員のほうからお話がありましたガラス製、陶磁器製の食器回収に関しましては、現在は市の事業の位置づけはとらさしていただいております。役割は、団体と市のほうとして役割分担をさしていただきまして、市のほうでもPRの印刷をさしていただいたりですとか、一部、陶磁器製のものの処理等

も、市のほうの交付金の活用をさしていただきまして、処理をさしていただいていると。当初これは団体さんからの提案かという、ちょっとなかなかそこは具体的な点、申し上げにくいところであります。この団体さんが実際にもう既に過去から実施をしていたところを見学をさせていただいた、そのような動きの中でイベント回収を経て、毎週木曜日の回収につながってきていると。当然事業の中身につきましても、そういった意味でお互いにいろいろ検討を重ねていながら、現在の形になってきているという状況でございます。

以上です。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館で行っておりますママ・マルシェについてお答えいたします。

当初、当団体の代表の方々からホール使用について御相談がございました。ただ、その希望日が公民館のつどいという公民館事業の準備日でございました。時間について、終了後に準備ができるよう調整しまして、ネット発信力の高い団体さんであり、またともに地域の活力アップのためのイベントであることから、公民館のつどいの前日祭として位置づけ、PRや準備を含め協働で実施、運営することになりました。その後も継続して公民館との共催、共催ということは主催ということなんですが、共催でママのママ・マルシェですね、市場イベント。それから、公民館では夏休みのお子さんの居場所として、夏休みみんなでつくる遊空間というイベントを行っておりますが、そちらでも今年度におきましては子供の市場イベントということで、そちらも共催で実施しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 例えば食器のリサイクルのほうは、提案したかどうかというのは難しいということだと思いますけど、自然な形というか、協議をしながらだんだん形をつくってきたのかなというように、今お話を聞いて思いました。そういった形で、時間をかけて事業としてやっていくということも、協働の一つの形だと思いますけれども、そういったことをもっとやってみたい、市のために事業としてやってみたいという方もまだまだたくさんいると思いますので、そういった方がもっともっとうるタイミングで、それを市のほうに要望していったらいいのかということが、なかなかわかりづらいというときに、やはり私はこういった市民が提案できるような制度をしっかりとつくっていく、そういったことでまた市民の力というか、そういったものを掘り出していくといいますか、力を発揮していただく場面をつくっていくことができるというふうに考えます。

例えば、今後、福祉関係のほうですと地域包括ケアシステムの構築ということで、市民の力を生かす仕組みというのが必ず必要になっていくと思います。こういったときに、既存の団体を探して市の事業をボランティアでやってもらうということでは、やはり私は限界があると感じています。長続きもしていくことは難しいのではないかなというふうに考えますけれども、そういった場合に公募制にして、ある程度、枠を決めた中で構いませんので、例えばそれが100万円になるのか、1件10万円なのかわかりませんが、ある程度予算をつけていくことが必要だと考えます。先日のお答えの中でも、ちょっとそういうことは難しいというようなことだったと思いますけれども、やはり私はこれはそういった予算をつけていくことで、市民の方もやる気を出して積極的にかかわっていくということが必ず出てくると思いますので、ぜひ実現していただきたいと思いますが、このことについては市長のお考えだと思いますので、市長いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 市民の皆様と協働しながら事業を進めていきたいというのが、市長の基本的な考えでございます。先ほど御質問者もお話ございましたように、いろんな分野において少しずつそれが広がってきているのかなと思っております。ただ補助金ありきで提案制度を積極的にというところまでは、現在は至ってお

りません。先ほど市長からお答えをさしていただいておりますが、そういう提案が施策として適当だと、適切だということになれば、一定の負担についても検討の余地はあるということでもあります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 市民提案事業のことですけれども、市民の方が自分自身の利益を考えていることではなくて、市を盛り立てて、市民のために、市のために、より暮らしやすくなるような提案だと思いますので、ぜひそういったことを進めていただけるようお願いしたいと思います。先ほどの御答弁で、その方法が適当であれば考えていくというような前向きなお答えだというふうに捉えていますので、よろしく願います。

今回、勝山市の事業ということで取り上げさせていただいたんですが、その勝山市のいいところをもう1カ所だけちょっとお伝えしたいんですけれども、その提案がしっかり見える化しているというところが、非常に私はいいところだと思います。プレゼンテーションも、公開式で公開審査になっていて、審査するのもまちづくり協議会という団体の方が、厳しくその計画を審査して助成金の額も決めているということです。1年間たった年度末には、成果の報告会も行っていて、その内容が適切だったかということもきちんとチェックをされています。その報告会を見て、ほかの団体がまた、ああいうこともいいなとか、一緒にやりましょうというような連携なども生まれて、市民の方がお互いによいまちにしていこうということが、様子うかがえます。

この公開審査と報告ということで、それをすることにより市民の情報交換の場ができ、そして連携が強化され、市民の方の企画力の向上、プレゼン能力の向上が見られ、参加意欲も向上したというふうに勝山市では評価していて、まさに市民がまちづくりに参加する意義が、私はここにあると考えます。行政が行っている事業をやってくれる市民の方と一緒にというような考えでは、絶対に得られないものがあるというふうに思います。

もう一つ、御紹介しますと、この勝山市の公開審査は、今年度は22団体審査するのに、1団体、発表5分、質問2分ということで、7分間で1団体発表して、22団体の審査に半日で終わってます。職員の方の業務の妨げになるようなことも少なくとも、市民が生き生きとやりがいを持って参加できて、不公平感のない、ほかの市民にもわかりやすい公募型の市民提案型の事業、こういった事業を私は1団体からでもよいので、ぜひ初めていただくことを強く要望させていただきます。

では、次の空き家の対策と一体化した事業についてお伺いしたいと思います。

市民提案型の事業ということがどのようになるかちょっとわからない中なので、市民活動の場というふうに捉えていただきたいと思いますが、そういった自分の楽しみのためではなくて、広く市民のために活動したい、あるいは始めようとしている団体がお話を、そういったことをやってみたいという方のお話を聞く機会が私もあります。そういった活動をするときに、一番課題というかネックになるのが、やはり活動場所の問題です。この議会の中でも、子ども食堂のことや高齢者の食事の提供のこと、あるいはゆうゆう体操の御質問のときにも場所の確保のお願いをするようなことがあったと思います。常設の活動場所を確保したり、あるいは公共施設を優先的に確保するということは、やはりほかの利用者の方からの理解が得られない場合もあるかと思っています。私はせっかくよいアイデアを、活動している方が公共施設の制限を受けて、活動の継続を断念し

たり、ほかの市民へ伝えていく広がりがなくなってしまうような状況を何とかできないかと思っています。

そのときに、やはり市内でも1割以上が空き家があるというふうに言われています。住む人のいない家を、市民活動の場として活用していただけないかと思います。貸す側に市から少しでも援助があれば、貸してもいいよという方がふえるのではないかと考えているんですが、例えば今後住む予定がない、当分は処分ができないということで、固定資産税は払ってるけれども、誰も住んでいないよというような家の方に、その固定資産税分を減免するような制度というのは考えられないでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 私のほうからは、税を担当します市民部という立場でお答えさせていただきますが、現状の中で税法、地方税法に基づく減免規定の中に、今言ったようなケースというのは該当してないところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 制度的になかなか難しいかなと私も思っておりますけれども、例えば貸す人のそういう減免する制度というか、その部分に市が補助を出すと、その固定資産税分に相当する額を市が市民団体に補助すると、そういった方法でも何かできないかなというふうに思うわけなんですけれども。あとはもう一つ、どの家がそういったことを、もし金銭的に少しでも優遇されるなら貸してもいいよという方がいるかどうかというのは、なかなか市民の側からしたら、どの家がそういうふうに考えてるかというのは、なかなか一軒一軒、聞いて回るわけにもいきませんので、情報として受けにくいわけなんです。そういった情報を集めて、例えば貸してもいいよという方を募るといいますか、市のほうでそういった方を募集するといえますか、そういったことで使いたい人と借りたい人と貸したい人のマッチングといえますか、そういうことを仕組みとして私はつくっていただきたいと思いますというふうに思います。空き家を資源として活用していくということだと思えます。

地域包括支援システムの日常支援総合事業、こういったことでボランティアを進めたいというような方向がこれから出てくると思いますが、ボランティアで力はかせても、場所をどうするのかということが、私はすごく疑問に思えます。地域の中で歩けるような範囲に、そういった場所をつくっていくということが必要だと思いますが、けさ公共施設白書なども配られましたけれども、これ以上、公共施設をふやすということもなかなかできないと思う中で、やはり空き家を資源として、私は身近なところにそういう場所を、気軽に行ける場所など、市民の方がそういった場所をつくっていくということが必要だと思えます。そういった今使われてない場所を活用していく、そういった仕組みをこれからつくっていただきたいと思いますけれども、そういったことは今後やっていただけるかどうかということをお伺いします。

○総務部長（北田和雄君） 空き家の問題でございますけれども、空き家といってもいろんな種類がございます。賃貸に出してるものでも空き家というのがありますし、賃貸に出してなくて、ただ使っていないという状態の空き家もございます。なりわいとしている業があります、賃貸として出してる。だから、そこには補助金が出なくて、賃貸に出してない人に補助金を出すというのは、これはその業とのバランスをどうとるかという問題があるかと思えますので、一概に補助制度とかそういったものを導入するのは難しいというふうに考えてます。ただ、貸してもいいという人が、もし相談があれば、相談に応じるということではできないかと思えます。ただ、あくまで所有者の意向が最優先される問題ですから、これはなかなか市が積極的に働きかけるという問題ではないというふうには認識しています。

以上です。



○4番(実川圭子君) 他市の状況などをちょっと見たときに、例えば武蔵村山市さんで、25年度から子どもカフェ事業というのを実施しています。乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流を図る場の提供、子育てに関する相談の受付及び対応並びに子育て関連情報の収集及び提供、利用者交流会などの開催をするということを目的にして、市内のNPOの方、あるいはそれに準ずる団体の方を募集して、運営を担ってもらってます。実施要綱を見させていただいたところ、利用者の利便性、安全性を考慮して市内に存する空き家、店舗、空き部屋などを活用して実施するものというふうに書いてあります。また、利用する方は無料というふうに書いてありましたので、費用に関しては市の助成、委託という形になっているのではないかと思います。ほかにも世田谷区などでは空き家の利用の例などが、活用している例などがありますけれども、市のほうで他市の状況で空き家を活用した事業を行っている情報など、何かつかんでるものがあつたら教えてください。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 当市におきましては、現在把握しているのは、空き家の状況については、管理不十分なまま放置された空き家ということになってございますが、他市におきましての状況でございますが、今議員さんおっしゃられました世田谷区の状況では、やはり自治体が空き家を活用した事業ということで、世田谷区らしい空き家の地域貢献活用モデル事業というのを実施してございます。こちらにおきましては、年間の助成金は200万円ということで、空き家等の改修事業とか備品購入に充てるモデル活用がございまして、団体としてはプレゼンのような形で上がりまして、それを決定されるということで、事業としては現在、障害を持った方の未就学児の親子で安心して過ごせるような環境づくりの居場所づくりというような、NPOの方がそちらのほうを助成金を利用してやってるとか、あと子供たちの集いの遊べる場というようなことで、やはりサポートの世田谷の方が実施してる事業等がございまして、モデル事業として実施しているものでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 私は仕組みをつくれれば、こういったことも進められるのではないかとというふうに思います。市民活動の社会貢献のために使ってくれるなら、家を貸してもいいよという方が、その世田谷区の例などでもかなり私が見たところでも見られました。先ほども申し上げましたように、公共施設ではかなり制限があって使えない、あるいはこれ以上もうふやすこともできないという中で、やはり私は市民活動が活発になるためには、こういった空き家を利用した事業というのは欠かせないというふうに考えます。費用面でどういふようなことが市でできるのかというのは、なかなか厳しいと思いますけれども、どこにそういった利用可能なものがあるのか、市民、社会貢献のためなら使ってもいいというふうに言っていられる方がいるのかという情報は、私は集められるのではないかとというふうに思います。公平性ということでは、やはりしっかり制度化していくということが必要なのではないかと思います。ぜひ、これからも御検討いただけたらと思います。

また、調べていくと空き家というのは、全く住んでないという方だけではなくて、その世田谷の例ですと、ひとりで住んでる方が、もう広いおうちが、全部は部屋使わないから一部分だけ使ってくださいというようなケースも多く見られますので、そういったことも視野に入れて、特に本当にこれからの地域包括ケアシステムの中では、こういった利用が私は必要になると思いますので、ぜひ御検討お願いしたいと思います。

では、最後の3番目の玉川上水駅前のふれあい広場についてお伺いしたいと思います。

現在、15日まで募集中ということですが、この運営者の募集に関しては、法人や、何か事業者だけではなく個人でも応募していいということで、私はこれは本当に市民提案型の一つの形として、これまでも注目してきました。市が場所を借り上げて、市民が運営するという形で、うまくいけばいいなというふうに思っていたんですが、残念ながら去年は応募者がいなかったということで、今年度また新たに運営者を募集するとい

うことに当たり、何か変更したり、あるいは工夫した点があるかどうか教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ふれあい広場の運営者の前回と今回の募集状況につきまして、変更点がございますが、まず一番大きく変わっておりますのが、今回の応募に当たりましては施設が開業していることでございます。施設の開業に伴いまして、応募に当たり実際にその施設の中をごらんいただくことが可能となったというものでございます。また、そこに設置しております各種什器等の確認もいただきました。またスケジュールといたしましては、前は募集要項の配布後、一定の時間を置いた後、説明会等の開催に設定をいたしました。今回は募集要項の配布後、比較的早い時期に説明会並びに現地確認会を開催いたしました。また、その後、募集に当たりましての各種提出書類の提出期限についても、1カ月間という期間を設けております。大きな変更点は以上でございます。

○4番（実川圭子君） まだ現在募集中ということなので、その状況などはなかなかお答えいただくのは難しいかもしれませんが、説明会の状況などに関しても何かコメントできることがあったら教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 説明会の開催に当たりましては、今回3団体あるいはグループから御参加をいただいております。1つが民間の株式会社様、もう一つがNPO法人様、そしてもう一つが市民のグループでの御参加でございました。以上、3団体の方への御説明を実施いたしております。以上でございます。

○4番（実川圭子君） このふれあい広場の予算についてなんです、実施計画を見ますと、来年度373万1,000円、29年度、30年度は380万1,000円とありますが、この内訳について教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 実施計画における主な予算状況について申し上げます。

まず1つ目が施設の管理を行うための委託料でございます。こちらが年間で約200万円ほどを予定いたしております。2つ目の要因が施設の借上げ料でございます。こちらが、やはり年間で100万円ほど予定いたしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この施設管理委託料というのは、運営者に委託する費用でしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 委託料につきましては、現在市が直営をするために、施設管理の管理者を派遣いただいている団体に対する委託料でございます。このたび応募しております運営者に対する支払うものではございません。

○4番（実川圭子君） わかりました。

昨年度、募集要項には、月3万円ほど運営者が負担するとあったので、事業者ではない個人や市民団体にとっては、非常にその負担が大き過ぎるという意見が多かったと思います。また開設時間も、毎日6時間以上、年末年始無休ということで、人件費が出ないようなボランティアではとてもやっていけないというような声がありました。販売を体験するような事業者でしたら可能性はあるかと思っておりますけれども、現在開催しているような形の何々展というような企画展示ですと、収入というよりも、いろいろ費用などもかかると思います。今年度はその人件費として、シルバーさんをお願いしている分が後から計上されたので、今おっしゃっていた施設委託料というのは、そういった金額を計上したのかと思っておりますけれども、そういった助成金が運営者のほかにない中で、市の事業を厳しい条件で担っていただくのは、私はちょっと難しいかなと思うんですが、市から運営委託料として、その運営者に補助金を出すということに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 東大和市ふれあい広場でございますが、市が直営をいたしておりますけど

も、運営者の募集をしておるその目的は、やはりふれあい広場を訪れる方が使いやすい、あるいは来た方の満足を得るための施設となることを想定した運営者の募集でございます。ですので、今回の委託料等をそのまま運営者に対して振り分ける、あるいは振り向けるということは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その場所で販売事業を行うかどうかということにもかかわってくると思いますけれども、運営の経費というのがどのようになっていくかというのは、大きく変わってくると思いますけれども、市もある程度、借り上げの場所ですとか、そういったことに支出をする費用もあるかと思えます。そういうことと、運営者がどのような使い方をしていくのかということが、ほかの市民にも私はわかりやすいようなお金の流れをつくっていただきたいと思っております。

最後に、審査についてなんですけれども、これから書類審査があつて、その後、二次審査、プレゼンテーションとヒアリングによるというふうに要綱には書かれてましたけれども、プレゼンテーション審査は公開されるのか、お伺いします。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 審査方法でございますが、庁内での審査をする機関を設けます。残念ながら公開の制度にはいたしておりません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） こういった審査が公開されていくと、やっぱり市民の方も関心が高まっていくのではないかなというふうに感じます。ふれあい広場については、現在募集中でもありますので、質問はここまでにしたいと思いますけれども、アイデアはいろいろな方面から聞かれますので、ぜひまちの活性化につながるよう進めていただきたいと思えます。

以上のことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、福祉施設やスポーツ施設などの拡充・運用について（特に国有地、都有地、市有地などの活用について）。

東京都は、都有地を活用して特養ホームなどの高齢者福祉施設や保育所などの児童福祉施設及び障害者福祉施設を整備する場合に賃料を半額とする制度を設け、福祉施設を整備を推進しています。さらに、国有地や民有地を活用する場合でも、定期借地権の一時金の補助や賃料の半額補助も創設し、施策を加速させようとしています。

国は「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設整備に国有地を活用する場合に格安で賃貸する意向を明らかにしたと報じられました。

市内には2カ所（桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地と同3丁目の警視庁用地）で約3万平米の国有地、2カ所（都営東京街道団地と同原団地）で約11万5,000平米の都有地が空き地となっており、これらを福祉施設やスポーツ施設の整備に活用するに当たっては、地元自治体である東大和市の意向と意欲が鍵を握ります。

市有地については、第一給食センター用地、第二給食センター用地、みのり福祉園用地などの今後の活用は大きな課題です。

そこで、伺います。

①市の取り組みについて、また課題について伺います。

2、市の国保財政の状況と医療を受ける権利を保障する国民皆保険制度について。

①市の国保財政の現況と今後の見込みについて伺います。

②一般の国保証は郵送して加入者の手元に届けているのに、滞納のある被保険者には郵送せず、生活の苦しい市民が医療を受ける権利を侵害している現在のやり方を改めるべきですが、いかがですか。

③医療を受ける権利を保障する国保税のあり方について、市の認識を伺います。

3、オスプレイの横田基地配備、安保健制、いわゆる「戦争法」など市民の生命と安全を守る課題について。

①オスプレイの横田基地配備計画について、市民の生命と安全、暮らしに及ぼす影響についての市の認識と対応について伺います。

②9月19日に強行された安保健制、いわゆる「戦争法」について、市民の生命と安全、暮らしに及ぼす影響について、市の認識と対応を伺います。

③また、安保健制のもとで、市がどのような役割を負わされることになるのか、具体的に伺います。

以上です。再質問については、自席にて行います。よろしくをお願いします。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、国有地、都有地、市有地などの活用に関する市の取り組みと課題についてであります。市では市有地等利活用検討委員会を設置して、該当する土地などについての情報収集と整理を行い、情報の共有をしているところであります。国有地のうち、参議院宿舎跡地につきましては、国に対しまして取得意向はない旨の回答とあわせて地域の整備計画等に関する意見を付して通知をいたしました。また、警視庁教養訓練施設予定地につきましては、今後、利用計画を策定する必要があります。都有地である向原団地につきましては、昨年11月、東京都が創出用地の活用について改めて検討を行うと表明をいたしました。また、東京街道団地につきましては、東京都において後期建て替え計画を策定中であります。両団地につきましては、東京都におけるその後の状況を注視しているところであります。市有地では、新しい施設の建設が始まっております給食センターとみのり福祉園につきまして、速やかに用地活用の基本方針を策定する必要があります。

次に、国民健康保険財政の現況と今後の見込みについてであります。平成25年度の国民健康保険事業税の改定及びこれに伴い取り組んでまいりました歳入歳出対策の強化により、国民健康保険財政は一定程度改善されております。一方で、年齢構成が高く、医療費水準が高いという構造的な問題や、少子高齢化等の社会情勢の変化により、医療費の増加及び被保険者数の減等により、国民健康保険財政は引き続き厳しい状況にあり、今後もこの状況は続くものと考えております。

次に、国民健康保険被保険者証の交付についてであります。過去に国民健康保険税の未納がある被保険者につきましては、期間を6カ月間とした短期被保険者証を窓口において交付しております。これは未納がある方との接触の機会をふやすことで、適正な納税につなげる、あるいは面談、相談により世帯の状況把握を行うことで、その方の状況に応じたきめ細かな対応を図るということを目的に実施しているものでありますことから、今後もこの方式により交付を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税のあり方についてであります。国民健康保険税は国民健康保険制度を適正に運営していくための根幹となる財源であります。制度を維持し、安心して医療を受けていただくためには、国民健康保険税や窓口での一部負担等、被保険者の皆様にも一定の御負担をいただくことが必要であると考えております。

次に、オスプレイの横田基地配備計画についての市の認識と対応についてであります。国が平成27年5月に横田基地周辺市町基地対策連絡会の構成市に、横田基地へのオスプレイの配備について説明をしました資料、CV-22オスプレイについてによりますと、米国は平成33年までに計10機のCV-22オスプレイを横田基地に配備する計画であり、最初の3機を平成29年度、年後半に配備する予定であるとなっております。また、その資料の中で、飛行経路につきましては、横田基地における既存の飛行経路を飛行するとされており、東大和市の上空は飛行経路から外れておりますことから、現時点では市民の皆様の生命や暮らしに大きな影響はないものと考えております。また、対応についてであります。東京都市長会におきましては、平成28年度東京都予算編成に対する要望事項の中で、オスプレイの対応につきましては、東京都に対し、地元自治体や周辺住民に対します正確な情報提供、徹底した安全対策、環境への配慮等につきまして、国及び米国への働きかけを要望しているところであります。

次に、平和安全法制についての市の認識と対応についてであります。平和安全法制につきましては、新規制定の国際平和支援法と平和安全法制整備法と言われます自衛隊法など、既存の10本の法律の一部改正をまとめたものの2法を言うものであります。平和安全法制に関します大きな改正点としましては、集団的自衛権行使の要件としまして、存立危機事態への対応が追加されたことであると認識しているところであります。

次に、平和安全法制のもとで市の役割についてであります。平和安全法制整備法によって改正される前の法律の規定の中には、地方公共団体の協力等が規定されている法律もありますが、それらの規定の趣旨は大きく変わっていないものと認識しているところであります。

以上であります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(尾崎利一君) それでは、順次、再質問を行います。

まず1のところ、参議院の宿舍の跡地の問題ですけれども、市は取得の要望は出さなかったけれども、意見をいろいろつけていただいたということですが、この取得要望について東京都の動向がわかれば教えてください。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 東京都の動向につきましては、現時点では確認に至っておりません。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) この土地については、近隣住民への対応の問題、それから介護施設や福祉施設への活用について、積極的活用がなされるようにということで9月議会で要求しました。これらの点について、市が財務省に提出した文書、意見ですね、この点についてどのようになっているのか伺います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 地域の整備計画等に関する意見といたしまして、申し上げたことを説明いたします。

早い段階で近隣住民の方に対する情報提供が求められている旨を、文書上、申し上げております。また、そのほかの事項といたしましては、今回の文書の提出をするに当たりまして、国が一億総活躍社会に向けたプランの策定に向けた国民会議を開催していた時期であることから、この情報を確認いたしました。新三本の矢と

して掲げられておりました希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援及び安心につながる社会保障に寄与すると評価される国有地の利用希望が寄せられた際は、特段の配慮をお願いする旨の要望といたしております。以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

これは情報提供で、市議会議員にも配付されましたけれども、この国有地について、近隣住民からマンション等の建設に反対する旨の意見が市に出ているということも指摘を、この中でしていただいていますし、今あった活用については、売却だけではなくて定期借地の対応等も含めて特段の配慮をお願いするというところで、国のほうに市から意見を出していただきました。9月議会で要求した事項が、基本的に盛り込まれた内容になってるというふうに思います。その点では感謝したいと思います。

ここまでせっかく書いていただいたので、ぜひ特養ホームなど、介護施設、福祉施設等の整備について、具体的な相談、推進を図っていただきたいと思っておりますけれども、この点ではいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） まず今回の東大和市から国に対しましての回答につきましては、現状、考える中で、市全体のことをいろいろな中で考慮した中で、総合的に判断をした上での回答とした内容でございます。その上で今後、市のこの11月末の回答によりまして、国のほうではいろいろな動きが、対応がされるというふうに思っておりますが、そういう中で国からの情報も、情報収集に努めたいというふうに思いますし、また福祉施設ということでございますが、そのようないろいろな土地についての状況があれば、またその情報をもとに市としていろいろ検討すべきは考えていくというようなスタンスでおります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 東大和市では、これは都有地ですけれども、中央1丁目ですか、福祉施設への活用なども東京都と相談しながら進めたという実績もあります。いずれにしても、ここ7,600平米という大きな土地で、貴重な土地ですので、市民のための活用に道が開かれるように御努力をぜひお願いしたいと思います。もちろん市が直接取得するのではないので、そう簡単に実るとは限らないと思っておりますけれども、ぜひ最大限の努力をお願いします。

それから、東京街道団地と向原団地の2つの都営団地の創出地の活用についてですけれども、9月の都議会で日本共産党の徳留都議の代表質問で取り上げました。このときには、東大和市については東京街道団地と向原団地、それから東久留米市や清瀬市の都営団地、それから台東区と板橋区の都有地についても質問したんですけれども、東京都はこの東大和市についてだけ答弁を具体的には行っていません。こういう答弁です。

「東大和市内の都営住宅の建て替えによる創出用地の活用についてでございますが、都営住宅の建て替えに伴う創出用地は都民の貴重な財産であり、福祉施設整備も含め、まちづくりの種地として活用することが重要でございます。今後も地元市とも連携し、地域の特性や個々の土地の状況を勘案しながら、用地の活用を図ってまいります。」という答弁がされました。

そういう点では、福祉施設整備も含め、まちづくりの種地として活用すると、これが重要だというふうに東京都も言って、地元市とも十分協力してやっていくという答弁なので、東大和市の積極的な関与が必要だというふうに思いますが、市の見解を伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東京都のこの考え方と申しますのは、現在東京都が、都市整備局は創出用地の活用方策の案を検討するための委託を実施しております。この委託の中で、事業のコンセプトや、その事業の成立の可能性等を事業者等にヒアリングをしながら検討していくという考え方をとっております、そこで施

設構成案等を考えまして、事業手法ごとに、考えられる事業手法ごとに事業性を比較検討し、土地の活用方策をまとめるというふうにしております。

都との連携でございますけれども、既に東大和市では都市マスタープランの中で向原団地の地域につきましては、創出用地については社会的な課題を踏まえた活用のため、東京都と連携を図っていくというような方針を定めておりますし、東京街道団地につきましても、公共公益施設や生活支援機能等の誘導を視野に入れた検討をしていくというようなことで方針を定めており、このことは既に東京都にも伝えてあります。現在いろいろな事業を展開する上で、基盤整備をどのような形にしたらいいかといったようなことの調整を図っているところでございますので、今後の東京都が今実施しています委託の中で、もう少し具体化が図れてきたところで、しっかりした協議を進めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 今東京都が委託をして計画を立ててるという御答弁でしたが、これは向原団地についてでしょうか、それとも両方についての答弁でしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 両団地とも、今年度でそのようなことをするというで聞いております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そうすると、大変重要な段階に今差しかかってきているということでもあると思います。市の認識として、福祉施設、運動施設が不足しているということは、前の議会でも答弁いただいていますので、これらも含めた市民の暮らしに役立つ土地利用ということで、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

それから、警視庁の2.2ヘクタールの未利用地についてですけれども、ここはもともと市民の土地だったものが、国策で軍需工場のために供出され、戦後は米軍基地として市の発展を阻害して、まちぐるみの運動があったわけですけれども、残念ながら国有地ということになって、しかもそれにもかかわらず30年以上にわたって活用されずに野ざらしにされてきたという、市民にとっては大変我慢ならないといえますかね、ひどい扱いを受けてきた土地だったというふうに思っています。

これら一連の経過からして、無償で市民のために供されるべきだということで、私はこれまで主張してきましたし、副市長も以前、そういった経過からして、できれば無償で取得したいと、取得だったか活用だったかちょっとははっきり覚えてませんが、そういう答弁もされました。この土地の利用計画を、平成32年中に作成するというですけれども、現在のところの検討状況について伺います。

○企画財政部長(並木俊則君) 国有地の2.2ヘクタールと言われてる部分の土地につきましては、御案内のようにさきに北多摩西部消防署の仮庁舎ということで、これをまず仮庁舎の用地を確保したということが今の状況でございます。今後、国からのお話ですと、平成32年度中に取得のことを相互で決めてこうじゃないかというふうになっておりまして、利用計画につきましては、その前に策定をしなきゃいけないというふうな状況になっております。この土地につきましては、いろいろな歴史的な経過もございます。東大和市にとっては、大変重要な土地だというふうな認識は、今までと同じく変わっておりませんので、今後の利用計画の策定につきましては、十分検討の上、行っていきたいと。今それまだ緒についたばかりですので、具体的な内容についてはまだ今後というところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) ぜひ、よろしくをお願いします。

それから市有地——東大和市の土地ですね、市有地については、活用計画を立てていかななくてはならないという答弁いただきました。これは国有地、都有地、市有地にかかわらないわけですがけれども、例えば障害者福祉にかかわる事業者の方々、それだけではない福祉にかかわる事業をされてるの方々からも、なかなか土地がなくて、施設が狭くて運営に困っているということなども聞きますので、そうした活用も含めて市民の福祉の向上に役立つような計画を立てていただくよう要望したいと思います。

次に、2番の国保財政のほうに移ります。

この国民健康保険の問題については、6月市議会でも取り上げました。率直に言って、現状でもなかなか払い切れない高い国保税になってるのではないかというふうに思っています。6月議会の答弁では、自営業者で35歳夫婦と子供2人、また45歳夫婦と子供2人の世帯、いずれも所得183万円だと国保税が幾らになるのかということで伺いました。35歳の4人家族で、国保税で19万5,900円、税と社会保険料の総額で65万5,360円ということでした。それから45歳の4人家族では、国保税で23万8,700円、税と社会保険料の合計で61万7,860円という答弁でした。

いずれも国保税でいえば2割軽減が適用されるという低所得世帯ですけれども、国保税で所得の1割を超え、税と保険料負担は所得の3分の1を超えるということで、月10万円の可処分所得で暮らさなくてはならないということになります。これは実際に払えるかどうかということ、極めて困難ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、これを払えということになると、憲法に保障される生存権、侵害することになりかねないというふうにも思うわけですが、この点についての市の認識を伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御紹介のごさいました国民健康保険税の負担額、またトータルの総額につきましては、年金保険料や所得税、住民税等も合わせた合計というふうに認識しております。こちらは低所得者の方に限らず、確かに負担感が少ないものではないという認識はしております。一方で、こうした貴重な御負担によりまして、国民健康保険や国民年金等の公の制度、また国や地方公共団体が運営されているということもござりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは理解をするかしないかという問題ではなくて、理解をすれば何とかなるんだったらそれでいいんだけど、幾ら理解をしても何ともならないということなんじゃないかと私は思うんです。特に183万という金額を、所得183万というのは意味があって、市の答弁によると国保加入世帯の72%がこれ以下の所得の世帯ということなんです。それで、既に15%の世帯が滞納しているという答弁もいただいています。今でもやはりこれ払い切れないということではないかと。やはり国保税は引き下げを行うということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 今議会におきましても、国民健康保険税の改定に伴います一部改正条例案を御提案させていただいております。現行制度のもとにおきましては、国民健康保険税の引き下げは困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） なかなか困難だということですけど、今挙げたような、72%が極めて所得が低いという加入世帯に、この国保制度のしわ寄せをするというやり方は、いいかげんやめないといけないんじゃないかというふうに思います。



もう少し6月議会で取り上げた問題、確認しますけれども、国は保険者支援分として、ことしから1,700億円、平成30年からは3,400億円を保険者、市町村に配分します。ことしからの分では、東大和市では年額約6,000万円になるということで、私は6月議会では、これらを活用して保険税の減免制度の拡充や窓口負担減免制度の拡充を行うべきだということで要求しました。この申請減免を受けてるのが、市内では保険税で年に2件程度、窓口負担ではゼロ件で、制度としてほとんど機能していないという現状にあるからです。該当する基準そのものも低過ぎて利用しにくいということがあります。他市でそれぞれ10%以上の世帯が減免を受けているという事例も示しましたが、ことし来る分の6,000万円、これは減免制度の拡充には使わないと。国保税の見直しの議論の中で、この支援制度の拡充分、毎年6,000万円ですね、3年間については、この活用については、慎重に検討してまいりたいというふうに答弁されました。こういうことで、よろしいでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今年度から制度が拡充されました保険者支援分、こちらの活用についてでございますけれども、今回の国民健康保険税の改定に伴います平成28年度、それから29年度の予算推計にも、こちらの部分については盛り込まれて私ども考えてございまして、そういった意味では全体的な保険税自体の軽減にも寄与しているというふうに考えております。今年度の保険者支援分の増加分ということでございますが、こちらにつきましては今後、数値の精査をいたしまして、年度末の議会におきまして補正予算で計上させていただく予定でございますけれども、いずれにしましても国民健康保険事業特別会計の貴重な財源といたしまして、活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の問題については、後でまた触れさせていただきたいと思えます。

今、私が伺ったのは6月議会の答弁についての確認です。そういう形で活用していくんだということで確認されたと思えます。

そこで、先に②のほうの問題に、先にやりますけれども、短期保険証の問題です。国保税、高過ぎると私は指摘しているわけですが、それで払い切れずに滞納すると、額の多寡にかかわらず、6カ月の期限を切った短期被保険者証が発行されます。一般の保険証は郵送で届けられるのに対して、短期証は窓口に取りに来てくださいという扱いになっています。一般の保険証を郵送で交付するのはなぜでしょうか。それから短期証については、郵送しないで窓口にとめ置くのはなぜでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 被保険者証を郵送している方、こちらにつきましては国民健康保険税に滞納のない方ということになりますけれども、こちら被保険者の利便性、または事務負担等の軽減を考慮いたしまして、簡易書留で郵送をさせていただいてるところであります。

一方、短期被保険者証、こちらは過去に国民健康保険税の滞納のある方ということでございますけれども、適正な納税に向けまして納税相談を受けていただく、また接触の機会を確保する、こういったことから窓口にお越しいただいた上で、交付をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 利便性や経費の節減ということで郵送してるというお話でしたが、これは国保法で、自治体には保険証を交付する義務があると。したがって、それを果たすために郵送してるのではないんですか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 私どもは当然、被保険者の方々に対しましては、保険証を交付する義務があるというふうに考えておりますけれども、滞納のある方につきましても、窓口に来ていただければきちんと交付をしているということでございますので、義務を果たしていると考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 先ほども言いましたけれども、国保加入世帯の多くが低所得世帯というのが現状です。それで滞納がある世帯の多くは、私はこれ国保税だけ滞納してるということではないだろうと。生活が大変厳しくて、家賃の支払いにも追われる、毎日毎日お金に追われるということだと思います。そういう方が窓口に行けば交付されるということですが、やはり滞納についてどうするんだということになるので行きづら。少々ぐあいが悪くても、医者に行かずに済まそうとするということだと思うんですね。

実際にこれまでの市の答弁でも、短期証の期限が切れる6カ月がたっても窓口に来ないために保険証が手元に届けられない、こういう方、毎年200名から400名ほど市内で生じているということも明らかになりました。毎年、全日本民医連が、経済的理由で受診がおくれて死亡に至ったケースを調査していますが、そのかなりの部分が手元に保険証を持たないケースです。憲法25条に基づく生存権、医療を受ける権利を侵害するものであり、憲法14条に規定する法のもとでの平等を踏みにじるものだと私は思います。他の加入者と同様に、速やかに郵送し、手元に届かないなどということがないようにすべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長(嶋田 淳君) 短期被保険者証の交付につきましては、従前から申し上げておりますとおり、その時点での納税を強制はしておりません。納税相談を受けていただくことにより、生活の状況が改善されるケース、また場合によっては他の制度を御紹介するなど、この手法により収納率の向上にも貢献しているというふうに考えておりますことから、今後も引き続き窓口交付により行っていきたく、このように考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 私は、短期証を窓口にとめ置いて、本人に最後まで交付されないという事態が生まれるということは、憲法25条に定める生存権を侵害する違法行為だというふうに考えますけれども、国はどう言っているか。国は短期間ならいいよって、わかりやすく言うと言ってるんですね。平成21年12月16日の通知で、一定期間、これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくないというふうにしました。9月の決算特別委員会の答弁で、保険年金課長は、この通知について、確かに郵送ということが推奨されるという内容の通知になってございますという答弁もしています。なぜ、この国の指導に従わないということをして東大和市は続けているのでしょうか。

○保険年金課長(嶋田 淳君) ただいま御紹介のありました平成21年12月16日付の厚生労働省の通知でございますけれども、この通知の中には特に記載というのはございませんが、短期被保険者証の次にありますというか、国民健康保険資格者証、資格証明書というものの適用を考慮したものと、この通知はこういうものだというふうに私ども判断しております。当市におきましては、この資格証明書の発行は行っておりません。よって、短期被保険者証の交付を郵送としてしまいますと、滞納のある方との接触の機会を失ってしまうということになりますことから、現在窓口交付とさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 実は、この厚労省の通知と同じ日に、茨城県・水戸市における短期被保険者証の窓口留保の実態についてという調査結果を、厚生労働省は報道発表しています。ここでどう書かれているかという、わざわざいろいろ下線まで引いて強調してるわけですが、水戸市、年度当初に交付する分については窓口留保期間を一、二カ月としており、その期間を経過した後は郵送、これは下線が引いてありますね。

それから茨城県、留保する期間は保険者の判断によると。一、二カ月程度としている保険者が多い。それか

ら、茨城県では市町村に対する技術的助言の中で、長期間にわたって留保することは望ましくないことを口頭で伝えているというようなことが、それぞれ下線を引いて強調して、調査結果、この通知が出た同じ日に報道発表されてるんです。

それから、昨年4月7日に参議院の決算委員会で、共産党の田村智子参議院議員への答弁で、厚生労働大臣はこのように答弁しています。とめ置くのは本来長期間とめ置いてはいけないわけで、自治体には適切な対応をしてもらわないといけない。途中省略しましたがけれども、こういうことを言っている。これらを踏まえて見れば、国の意向は、最初の一、二カ月で集中的に接触を図るために窓口にとめ置き、期間を過ぎたら郵送すべきだということであることは明らかではないかと思います。東大和市は、これらの状況を見てもやらないということなんでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 先ほどから担当課長のほうからも、いろいろ答弁さしていただいているところでございますけれども、この短期被保険者証の交付の趣旨と申しますか、もともとの制度の趣旨、それが国民健康保険税を滞納している方と窓口交付によって接触の機会を設けるといのが、一番大きなことでございますので、そういった意味から当市におきましては、窓口での交付を引き続き行っていくということでございます。以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は、窓口とめ置きじゃなくて、最初から郵送すべきだという立場ですが、国の立場は違ふんですね。最初の一、二カ月はとめ置いて集中的に接触しなさいと。しかし、とめ置くのが長期にわたるのはまずいですよということなんです。国の通知で、窓口で留保することはやむを得ないと、こう言っています。やむを得ないというのは、本当はいけないだけけれども、仕方がないということだと思います、日本語で言えば。窓口で留保するのは、本当はいけないことだから、長期間はだめですよということだと思うんですね。先ほどの答弁を聞いてても、国のこれらの通知や、それから国会での答弁や、それから報道発表の調査結果ですね、こういうものを見ても、やはりこういう、私が今言ってるようなことを国は言ってるというふうに思うんですが、なぜこのとおりにならないんでしょうか、東大和市は。

○市民部長（広沢光政君） 今御質問者のほうからお話がありましたように、国のほうの考え方というのはあると思います。ただ、保険者といたしまして、日々、現場で市民の方と接触している市といたしましては、今お話がありました平成21年の厚労省の通知の中でも述べられているんですけども、短期被保険者証の交付の趣旨、これが市と納税者の接触の機会を設けるといことで述べられておりますし、このことが、私、先ほど申し上げましたとおり、最も重要なことだというふうに考えております。したがって、引き続き窓口交付によりまして保険税の滞納されてる方と、そういった方々との接触の機会の確保を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 本当はいけないけど、仕方がないという、このやむを得ないという表現を国がしてる理由ですけども、これはやはり医療を受ける国民の権利を侵害することになりかねないということがある。もしくは国保法で、行政には保険証を交付する義務がある。こういうことを踏み外すことになりかねないという懸念があるからだと私は思います。だから、国はこういう通知を出してる。長期にわたって窓口でとめ置いて、手元に保険証が届かない。こうしたことが原因で、受診がおくれて命が奪われる。こういう事態が現実、先ほど言った民医連の調査でも起きているわけですけども、こういうことが起きたときに、国はこういう通知を出してますよ、言えるわけです。しかし、市は、この通知に従わないで、こういう措置を続けているという

ことになると、国は通知を出してるから、国は正しく指導してるんですということになるわけだけど、東大和市は申し開きができない事態になりますよね。そういう視点から見ても、改めて急いでこれは検討していただく必要があるんじゃないかと。これ、やはり市長の決断にかかわる問題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 短期保険証につきましては、やっぱり税金を納めていらっしゃる方との接触の機会を設けるということで、先ほど来お答えをさせていただいております。そして長期間、据え置くべきではないよという国の考え方も示されているのも承知しております。その中で、市といたしましては、やはり権利と義務というのは、両方あるものだと思っておりますので、接触の機会を設けるために短期証を手渡しにしております。ただし、来ていただいて相談をさせていただいて、お話を承れば、短期保険証は市民の皆さんにお渡しができるということは、もしかすると納めないとお手元に届かないという誤解があるのかもしれないので、そこにつきましては来ていただいて、相談をさせていただければお渡しできるものですよということを、もう少し周知をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 引き続き、再質問を行います。

短期保険証が手元に実際に届かない方が、毎年、数百名いると。医療を受ける権利を侵害する、こういうやり方はやめるべきだということで質問してきました。手を変え品を変え、ただして、そのたびに同じことを要求して答弁すると。冷たく聞こえるような答弁を部長や課長に何度も繰り返させてしまって大変申しわけないと思っておりますけれども、やはりこれは市長が、この社会保障制度をどう考えるのかという根本が問われる大問題だと私は考えて取り上げています。社会保障を守る、市民の命と健康を守るという立場で、抜本的に検討していただくよう要求して、次に移ります。

①と③のところ、国保財政のところですよ。国保の財政悪化、それから国保税高騰、これらを招いている元凶は国の予算の削減の問題です。これは市も同じ見解だと思います。1984年に当時の政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行しました。その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小、廃止。結局、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年、50%だったものが、これ2008年段階で24.1%、半分以上に減少するという事態になりました。ただ、この矛盾を低所得世帯の多い国保加入世帯に押しつける、このやり方をやめなければ、医療を受ける権利を侵害することになるというふうに考えています。

国保会計の現況を踏まえて、市が国民健康保険税の改定、値上げ案、出しましたけれども、私は冒頭言いましたように、値下げが必要だということです。ですから、まず値上げは必要ないということを述べた後に、値下げについても要求するというところで進めたいと思っております。

11月5日に議員全員協議会で資料をいただいて、特にこれの10ページ目と11ページ目のところで、国保会計がどうなってるか、それから今後どうなっていくのかということ市として出していますので、この点につい

て伺います。

この資料の10ページのところでは、平成23年度から29年度まで、歳入の推移のグラフ、それから歳出の推移のグラフが出ています。平成26年度までは決算に基づく数値、27年度は予算の数値、28・29年度は予測値ということでもいいかどうか、これが1点。それから、26年度と27年度の間で、歳入においては国・都支出金、共同事業交付金等、歳出においては共同事業拠出金、後期高齢者支援金等が、これらがそれぞれ13億円ほど多くなっていますけれども、これは対象となる医療が30万円以上の医療費から、1円以上の医療費に変わったことによって、それぞれが大きく膨れ上がっただけで実質的にはほとんど変わらないという理解でいいのか、この2点についてまず伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 本年11月5日の全員協議会におきまして、配付させていただきました資料に関する御質問をいただきました。

まず、こちらの資料10ページ、歳入の推移及び歳出の推移の数値の根拠でございますが、御指摘いただきましたとおり、平成23年度から26年度までは決算に基づく数値、平成27年度は当初予算の数値、平成28・29年度は推計の予算額となっております。

次に、同じ資料の平成26年度と27年度の比較におきまして、歳入歳出それぞれ13億円ほど多くなってございますが、こちら御質問者からの御指摘のとおり、平成27年度から対象医療費が拡大されました保険財政共同安定化事業の交付金、それから拠出金の増、こちらが主な要因となっております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

---

午後 1時36分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、先ほど部長からも答弁いただいたんですけども、平成27年度から保険者支援分ということで1,700億円、来ています。東大和市でいうと大体6,000万円、来てるわけですが、この歳入の推移の数値では、当初予算であるために27年度に入るべき6,000万円、法定内繰入金のところに入るべき6,000万円が、この歳入の推移のグラフからは欠落しているという理解でいいですか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） いわゆる今年度から拡大されました、いわゆる保険者支援分の増、こちらがこのグラフに反映されていないという御指摘でございます。こちらの理由でございますけれども、当初予算への計上がスケジュール的に厳しかったこと等の理由から、平成27年度当初予算に盛り込めなかったものでございまして、こちらが先ほども答えさせていただきましたが、当初予算の数値ということでございますので、結果的にはグラフに反映されていないと。ただ、こちらにつきましては、午前中の市民部長の答弁にもありましたとおり、今後の数値を精査いたしまして、年度末の議会におきまして補正予算により計上させていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は、まず今回、値上げ幅、8,000万円余りというふうになってますが、この6,000万円を使えば5,000万円余りで済むはずだという問題を言いたいと思います。今回の改定は、平成30年度以降がどうなるか、国保広域化の影響が見通せないために、当面2年間の改定として出されました。したがって、この

6,000万円は、28年度、29年度に繰り越して国保税値下げのために使うべきだというふうに思います。

それから、この25年度の値上げをした際に、25、26、27の3年間の国保会計への赤字繰り出しを7億100万に抑えるという計算で組み立てされました。この3年間、このいただいた歳入の推移で計算しますと、年間平均6億9,700万円の赤字繰り出しで済んでいる。したがって、この6,000万円については、28年度と29年度に3,000万ずつ赤字幅を引き下げるために使えるはずだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○**保険年金課長（嶋田 淳君）** 今年度の保険者支援分の増、今回の改定に反映させたらどうかと、こういった御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように2月議会での補正予算で、今回の増分については計上させていただく予定ですが、ただいまの見込みですと、やはり一般の被保険者の療養給付費、一般被保険者というのは、被保険者の中の97%を占める部分に当たりますけれども、こちらの医療費が当初予算数値の見込みより4%ほど伸びているというような数値の傾向も示しておりますので、こうした中で医療費の財源、これから数字は精査いたしますが、こうしたところの財源として国保会計の中で活用させていただくと、このように考えてるところでございます。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** それはよくないと思います。11月13日に共産党として、厚労省等へ申し入れを行いました。この中で、この保険者支援分の使い方について、厚労省の担当官がこういうふうに言ってます。一般会計からの繰り出しを削減する財政支援ではなくて、保険料の伸びを抑えるために使うものだと言明してる。ですから、平成27年分の医療費がふえると。わかりませんよ、ふえるかもしれないという予測のもとに、これをそこに充てるのではなくて、来年度以降の保険料の値下げに使うべきだと。そして国もそういうことを明言してるというふうに私は考えます。これが1点。

それから、2つ目ですけれども、今保険給付費が当初より4%、現状で伸びてるということでお話ありましたけれども、この保険給付費というのは、歳出の中でかなり大きなウエートを占めていますよね。ですから、ここの予測、もしくは数値がどうなっていくのかということが、国保財政を見通すときに決定的と言っていい比重を占めるというふうに思います。私は、少なくとも予測が過大に見積もられてる可能性が高いというふうに思ってるわけです。

まず1点伺うのは、平成27年度を踏まえて、28年度、29年度、それぞれ1人当たりの保険給付費の伸びを年2%というふうに市は推計をして、この組み立てしてるわけですが、その根拠は何でしょうか。

○**保険年金課長（嶋田 淳君）** 1人当たりの保険給付費でございますけれども、平成25、それから26年度、こちらの決算の比較におきましては1.7%ほど伸びております。平成25年度は保険事業の新たな取り組み等によりまして、前年度比0.1%の減、ほぼ横ばいという状況でございました。ただ、それ以前は3%から4%ずつ伸びていたと、こうした経過があります。それで、先ほど申し上げたんですが、では現在、平成27年度の上半期において、保険給付費はどういう動きをしているかといいますと、先ほど申し上げたとおり伸びているということで、現在組ませていただいている予算額では非常に厳しいと、こういった見込みを立てております。こうした背景から、平成28・29年度、1人当たりの保険給付費は平成27年度当初予算比で2%前後伸びていると、こういうふうに想定をいたしまして推計予算額を算出させていただいております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 全員協議会で配られた資料の11ページで、1人当たりの保険税及び保険給付費の推移というのが出てますけれども、これでいいかと今御説明があったとおり、平成23年度から24年度は3.7%ふえ

て、24年度から25年度は0.1%減って、ほぼ同じですね、若干減って。25年度から26年度は1.7%ふえています。いただいた資料の範囲でいうと、平均は1.8%の増ということになるわけです。余裕をもって2%と言ってもいいのかもしれないというふうに思いますけれども、この表で、26年度から27年度が6.34%の伸びになってるんですね。ここだけ突出して伸びていると。この理由は何でしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 平成26年度と27年度の予算の比較でございます。平成27年度の当初予算を組んでおります段階、今からちょうど1年ほど前ということでございますけれども、まだ当然この時期は平成26年度の決算は出ていないと、こうした時期ですけれども、実はこの段階で保険給付費はやはり前年度に比べ伸びる傾向が見てとれました。さらに、10月末という早い時期にインフルエンザによる学級閉鎖が出たと。こうしたことがありましたことから、年度末の議会におきまして平成26年度も保険給付費の増額補正を組ませていただいたと、こういうふうな経過がございます。ただし、冬場の医療費が予測したほど伸びなかったということがございまして、結果的には前年度を下回ったという形になりました。こういった背景がありまして、今年度の予算は組ませていただいているということでございまして、資料の10ページ、11ページのグラフ、今御指摘のところで極端に伸びているのではないかという御指摘があった部分については、こうした要因により予算を組んだことによるものでございます。

それで、先ほども御答弁申し上げましたけれども、実際にじゃ保険給付費がどうしてるかと、過大な見積もりだというようなお言葉もございましたが、実際には予算でもぎりぎり賄えるかどうかというラインできておりますので、実際この予算に近いような動きをしてるという事実はございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私はね、それはちょっと説得力がないと思ってるんです。というのは、まず今、この点はお認めになったと思いますけれども、なぜ6.34%も1人当たりの保険税がここだけ突出して伸びたのかというのは、決算数値と予算数値をそのまま並べたからなんですね。ずっと歴年で予算数値、決算数値、見てますけれども、これは乖離があるわけです。実際に26年度についても、予算数値を3億5,000万円下回る決算数値になったんですね。ですから、26年度と27年度の間は、こういう形で6.34%もの伸びという、ちょっと見ても、ええ本当なのという数値になってると。ですから、私はここは、やはり決算数値を基準に考えて、26年度から27年度の伸びは2%で計算をすべきだというふうに思うんです。ここをもし2%、1.8%でもいいです。仮に27年度以降の伸びと同じ2%で計算しますと、28年度の保険給付費は61億5,500万円で、市が今推計してるよりも2億6,700万円少なくなります。それから、29年度は61億8,800万円で2億6,200万円、保険給付費が少なくなる。このように推計すると、8,200万円の値上げの根拠は全くなくなるということになるんです。いかがでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者のほうから御紹介いただいた数値は、私どもはちょっと承知はしておらないところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、平成27年度予算で組ませていただいた数値で、ほぼ現状の執行が進んでいると、保険給付費ですね。こういったこと、これで賄えるかどうかもぎりぎりの線できていると。こういう見込みが立ちますことから、その数値につきましては、そんなに差があるというか、根拠のないものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 予算より4%ぐらい保険給付費が伸びているというのは、何月時点までの数値を見て言われてるんですか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） こちら、先ほど御紹介した関係につきましては、平成27年度の上半期を見た数値でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それでもね、予算数値でやるべきではないと。ていいますのは、26年度当初の保険給付費の予算の額は64億2,949万7,000円でした。それで、この年は3月議会に、2月議会というのかな、補正予算を出して増額補正してるんです。64億8,416万6,000円という増額補正を保険給付費について行いました。ところが、結果は決算数値を見ると61億2,928万円で3億5,000万円以上を下回ると、最終補正ですね——という結果になってるんです。これが決算数値で確定した数値なんです。

ですから、当然26年度も上半期の状況を見て、これは伸びそうだということで、さらに増額補正をしたけれども、結果は当初予算を大幅に下回る額に保険給付費は落ちついたということなんですね。ですから、やはり決算数値と予算数値を並べて、ただ単純に並べて、これで今後の保険給付費を見積もるといのは全く根拠がないというふうに思いますが、いかがですか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいまのお話がありましたけれども、私どもは根拠がないということではなくて、やはりその予算のとおり動いているということは一つ考えております。それから、やはり予測ということですけども、予算を組むに当たりましてはいろいろ推計をしてるわけでございますが、こちらにつきましても過去数年度の傾向ですとか、社会情勢、天候の情勢、そういったものも考慮して予算は組んでいて、こういう状況でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） まあ、そうは言っても市がいろいろ考えて推計したんだから、信用すべきだということかもしれません。しかし、もう1点、言いたいのは、平成25年度、2億5,000万の値上げをしたときに、保険給付費の推計を行っています。25年度、26年度、27年度、保険給付費を幾ら見込んだのか、このときですね。そして実際に25年度と26年度の決算数値は幾らで、どれだけ乖離があったのかお聞かせください。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 前回、平成25年度からの国民健康保険税の改定におきます保険給付費の見込みでございますが、平成24年9月25日と11月13日に開催されました全員協議会の資料、こちらに基づきまして御説明申し上げます。

まず保険給付費の見込みですが、平成25年度が64億円、平成26年度が65億4,600万円、平成27年度が66億9,700万円と見込んでおります。こちらが9月25日の全員協議会での見込みでございます。

そこから11月13日におきまして、各年度、平均6,000万円の医療費抑制を見込みましたことから、最終的には平成25年度は63億4,000万円、平成26年度は64億8,600万円、平成27年度は66億3,700万円というふうになっております。また、こちらに対します保険給付費の決算額でございますけれども、平成25年度は61億5,094万489円、平成26年度は61億2,928万449円となっております。また、この見込み額と決算額の比較によります金額の差についてでございますけれども、平成25年度が1億8,905万9,511円、平成26年度が3億5,671万9,511円、いずれも見込み額より決算額が下回っております。ただし、この保険給付費のみをピンポイントに見ますと、確かに乖離が生じておるとい御指摘でございますけれども、他の歳入歳出の要素を含めまして、全体的に国民健康保険事業特別会計を見ますと、ほぼ想定範囲で動いていると、このように判断しているところでございます。

以上でございます。



○2番（尾崎利一君） 保険給付費が25年度で1億8,900万、見込みよりも実際が、決算額が下回った。26年度は3億5,672万円、見込み額を決算額が下回った。この理由はどのように考えているのでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） この見込みが、決算額が下回った理由ということでございますけれども、平成25年度から新たに取り組みさせていただきました保健事業による効果、こちらは非常に大きなものがあつたと。それにプラスして、やはり被保険者の数が想定より、やっぱり減ってるのではないかとということで、当然これに伴いまして歳入等も減ってるというところもございますので、こうしたところも保険給付費の減に貢献するといえますか、要因にはなってるというふうに捉えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この各年度、そういうレセプト点検等を含めて、保険給付費削減のために取り組みをするので、6,000万円ずつ保険給付費の予測を引き下げたんです。そうすると、そういったレセプトデータを活用した保健事業等によって、6,000万円以上、大きな効果があつたということで理解していいのでしょうか。どれぐらいの影響があつたと考えてるのでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 大変失礼いたしました。

そうですね。確かに今おっしゃるとおり、6,000万円は当然それで見込んでおるということはありません。済みません、今ちょっと数字が資料として出てこないんですけれども、それぞれ糖尿病重症化予防等、それからジェネリック医薬品差額通知、こうしたことが非常に大きい効果を上げておりまして、9月議会で他の議員さんの一般質問にもお答えさせていただきましたとおり、この想定を上回る効果の分というのがあるというのが事実でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 額がはっきりわからないので、あれですけれども、いずれにしても1億8,900万、3億5,672万、この保険給付費の減を説明するには不十分だというふうに考えます。私はこれまで、今予算と決算を比べることで不合理が生じていると。したがって、値上げの根拠はない。それから、もう1点は25年度に予測をした保険給付費の数値も大幅に現状は下回っている。これらの事実からして、保険料値上げの根拠はないというふうに考えざるを得ません。

それから、11月30日付の後期高齢の何か情報提供の資料をいただいて、その中で診療報酬の改定、マイナスへという記事があつて、年内には結論が出るということですが、この診療報酬の改定については、当然現状では視野に入っていないと思いますが、これは大変保険給付費に大きな影響を及ぼすものなので、これを視野に入れずに現段階で保険給付費を算定しても、やはりこれも大きく根拠を失することになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 診療報酬の改定で御質問いただきましたけれども、今お話があつたとおり、現在の段階におきましては、その診療報酬の改定というのは見込んでございません。これを国保会計に、診療報酬改定をされた場合の影響、どの程度かというのは、当然今、私どものほうとしましても、厳密にそれを算定するというか、影響を見るというのは不可能でございます。診療報酬の改定というのは、御存じのとおり2年に1度、行われてきてるわけですけれども、過去の国保税の改定のときにも、仮に診療報酬がプラスの改定であったときでも、特にそういった分を改定率に反映させたということではなくて、その時点におけますその財政推計、こういったものに基づきまして改定率等を算出しているというところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 何点か質問させていただいて、私の見解も言わしていただきましたけれども、今ずっと述べてきたことによって、保険給付費の市の推測は過大である、説得力に欠けるというふうに言わざるを得ません。そうであれば、値上げをするのではなくて、これを撤回して、市の努力で市民負担の軽減を図るという方向へかじを切るべきだと考えます。

ところで、平成25年度には、この2億5,000万の値上げしたときには、市民だけに痛みを押しつけるというんでは大変申しわけない、市も努力をするよということで、値上げを圧縮する努力として収納率の向上で、平均ですけれども、3年の平均で年間5,400万円、それから医療費の削減で毎年6,000万円、計毎年、1億1,400万円を平均で圧縮するというふうにしました。今回、値上げをするということで、市は条例も出しているわけですが、今回はこれらの努力をどのように見込んでいるのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 改定率で、こちらのほうを圧縮というか、なるべく低くするための内部努力ということでございますが、現状におきましても打つべき手は全て打ってきてるのかというふうに、私どものほうは認識しておりまして、歳入の向上策、それから歳出の抑制策ですね、こういったことにつきましては当然継続して行っていくという考えでございます。歳出におきましては、現状の取り組み内容のさらなる充実策ということで、今もお話がありました25年度から取り組んでおりますレセプトデータを活用した保健事業、特にそのジェネリック医薬品の差額通知ですとか糖尿病等重症化予防事業、こういったものが、先ほどもお話、出しましたが、非常に財政的にも高い効果というものを示しておりますので、この両事業をさらに充実させることによって、平成26年度の決算とその効果額との比較で、2カ年で6,000万円の歳出抑制、これを見込んでいるところで、平成28・29年度の推計は、この数値を盛り込んだ上での推計値という形で積算をしております。歳入のほう、収納率の話が出ましたけれども、25年度以降、国税の収納率が非常に大きく伸びてきているところでございます。ただ、その被保険者数、これが先ほどもちらっと話に出ましたが、減少しているというようなこと、それからそれに伴って国税自体の調定額も減少しているということもございますので、収納率向上による歳入増の金額というのが、ちょっと算出しづらい状況でございます。特に数値としては盛り込んでございせんが、引き続きこちらの歳入対策、収納率の向上には努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、今回は年平均で3,000万円の努力を市としては見込んでいるということでした。私は、これまでのやりとりの中で、結局その保険給付費は、例えば来年の3月になっても、その行方というのは昨年の実例を見ても推しはかり切れないものがある。ですから、やはり決算数値をもとに組み立てるべきもの、これまでの状況をもとに組み立てるべきもの、それをあえて27年度予算をここへ持ってきて、極端に保険給付費を引き上げる推計をするというのは、やはりこれは値上げありき、もしくは赤字の繰り出しを何とかしてこの機会に削減したいということにならざるを得ないのではないかというふうに考えます。

ですから、私は値上げについては根拠がない。そうしてみると、今年度から来ている保険者支援分の年6,000万円、この3年分で1億8,000万円あるわけです。これを使って保険税の軽減を図るべきだ。北海道の北見市では、この保険者支援分を活用して1人当たり7,700円、引き下げ実現しました。北九州市でも、1人当たり約5,000円の引き下げを実現しています。現行のままで平等割をなくす、資産割をなくすということになると、それぞれ幾らになるのでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 現行制度におきます平等割と資産割の金額でございますけれども、平等割につきましては約9,500万円、資産割につきましては約8,500万円というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そうすると、1億8,000万の半分とすると9,000万ですから、平等割をなくすと、この機会になくすということも十分可能になるというふうに考えます。引き下げを求めます。

それから、子供医療費無料化などのペナルティー、これについて少子化対策と逆行するので年度内に結論を出すと国は言っていて、11月29日ですね、全国知事会の会長に対して厚生労働大臣が年度内に結論を出したいということ言っています。このペナルティーがなくなると、市の国保会計、どれだけの増収になるのか伺います。

○保険年金課長(嶋田 淳君) ただいまの御質問、子供の医療費助成に係る国保に対する国庫負担の減額調整、いわゆる地単カット、ペナルティーと言われているものでありますけれども、本市における影響額を試算しましたところ約860万円という推計をいたしております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 私は今回の市の提案の中で、多子世帯の負担軽減、これはいいことだと思いますけれども、値上げしない段階でこれをやるということになると、幾らかかるのか伺います。

○保険年金課長(嶋田 淳君) 今回の税条例の一部改正におきまして、御提案申し上げております第3子以降の均等割無料化の影響額でございますけれども、改定前の金額ということでございますと、お子さんのお一人の均等割の単価が2万8,000円という形になりますので、これ掛ける軽減人数287人というふうに見込んでおりますので、合計で803万6,000円になると、こういった推計をしております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) これらのことについても、値上げを実施することなく可能であると、私は今の答弁から考えます。(発言する者あり)

どなたか答弁される方、いらっしゃいますか。

以上、国保会計について、財政の見通しについて述べてきましたが、結論として国保税の値上げには根拠がなく、逆に引き下げるためにどうするのかという努力を市に求めたいと思います。

次に、3番目に移ります。

まずオスプレイのことですけれども、先ほど東大和市上空は飛ばないので影響ないという答弁がありましたけれども、武蔵村山市が立川飛行場のヘリコプターの調査をした際に、横田基地のヘリコプターだと思っておりますけれども、この市役所周辺も含めて、市の北側については飛んでいるという調査結果が出ていますが、これについてはどう考えているのでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) オスプレイの関係でございますけれども、私ども、今の段階でオスプレイの情報収集としましては、その5市1町、横田基地の連絡会のほうから入手したりするケースが多いわけですが、今回のCV-22オスプレイについてということで、平成27年5月に国のほうが5市1町のほうの連絡会のほうに説明した資料によりますと、その訓練の内容というのは、通常の離着陸訓練などの操縦訓練が大半となるということと、横田飛行場における既存の飛行経路を飛行しますということで明記されております。このことによりまして、私どもそういうところから情報を入手するしかありませんので、今東大和市の見解としましては、飛行経路から大きく外れておりますので影響ないというふうに考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そういうことなんですよね。日米協議とかいろいろやってるけれども、約束事があるけ

れども、現行でもなかなかこれが守られずに飛んでるというのが事実としてあるわけですよ。例えば最低飛行高度の300メートル、これは下回らないようにするって一応言ってるけれども、全部が下回ってる、武蔵村山の調査ではね——ということですし、東大和市は飛行経路に入っていないって言うけれども、実際に武蔵村山市が調査したら飛んでるということなわけです。

ですから、この問題は飛んでないからという、飛んでないはずだということに関係ないとするのではなくて、やはりその実態に即して、東大和市の問題として捉える必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 横田基地周辺市町基地対策連絡会のほうにも、国のほうから詳細な訓練や運用の方法について御説明がないというふうに聞いております。ですので、私どもその具体的な内容がわかりかねておりますので、現在は情報収集に努めたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 武蔵村山市の数年前ですけれども、調査結果などももう一度見直していただいて、東大和市民にとってどういう問題なのかという認識を改めていただきたいというふうに思います。

それで、オスプレイそのものが、アメリカ本国でも未亡人製造機と言われるような危険な重大事故を繰り返してるという輸送機ですけれども、MV-22オスプレイに比べても、CV-22オスプレイは重大事故が多いというふうに言われています。それぞれの事故率がどういう状況になってるのか、わかりますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） オスプレイの事故率でございます。27年5月のCV-22オスプレイという資料によりますと、CV-22オスプレイの事故率につきましては、機械的に推算しますと10万時間当たり7.21というふうに紹介されております。そこで、補足として説明がついてるんですけども、CV-22オスプレイの総飛行時間は4万2,000時間にとどまっていることから、10万飛行時間に達しないと有意な数値を算出することは困難であるということで説明を受けているという内容と、一般に航空機の事故率は飛行時間の増加に伴い低減するものであり、CV-22についても今後、事故率は低減していく見込みであるという形で、その資料には記載されております。

また、MV-22のオスプレイのほうの事故率、クラスAの事故率でございますけれども、防衛省は2012年9月19日に作成しましたMV-22オスプレイ事故率についての資料によりますと、10万飛行時間当たりのクラスAの事故率は1.93という形で紹介されております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今引用されたMV-22オスプレイ事故率についてという文書の中で、なぜCV-22がMV-22よりも事故率が3倍も高いのかということについても、防衛省の見解が出ていると思いますが、どのように考えているのでしょうか、防衛省は。

○企画財政部参事（田代雄己君） その資料によりますと、CV-22についてということで、CV-22とMV-22については、任務の違いに伴い、要求性能や装備されてる機器等の航空機の仕様が異なる別機種、あるいは機体構造は相似するが、任務の違いに伴い、訓練活動を含むその通常運用は大きく相違という形では書いてあります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） その大分下のほうも見ていただきましたかったんですが、こう書いてあるんです。「より過酷な条件下での訓練活動によりMV-22よりも高い事故率を示していると推察」と書かれておりますね。やは

り特殊作戦部隊を積んでやるということ、超低空飛行訓練等も行うということですから、大変危険な機体です。これは市民の安全と命を守るという立場で配備計画の撤回を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） オスプレイの関係でございますが、先ほどから御答弁申し上げておりますが、東大和市としましては、現段階では市の考えとしましては、横田基地周辺市町基地対策連絡会、こちらのほう5市1町で構成されております。それと東京都市長会の考えも、東京都のほうに予算編成の要望として、全体として要望してると。その双方の考え方と東大和市は、基本的には一致して行動もするというふうに現在考えてございます。今後も連携を図っていき、対応していきたいというふうに考えております。そういうことから、現時点でオスプレイの配置の撤回というようなことを、東大和市として特別に行動するということは現在考えておりません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は幾つかの点、指摘してきましたけれども、これらの点から横田基地へのオスプレイの配備というのは極めて危険で、撤回を求めるべきだというふうに考えますので、要求しておきます。

それから、②、③のほうですけれども、まず先に③のほう、ちょっと伺いますが、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、ここでは地方自治体はどういうことをすることになっているのか、それからもう一つは重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、ここでは地方自治体をどのようなことをするようになっているのか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律のほうでございますが、この中では法律の第3条の第1項のほうに基本理念という規定がございます。今回、法律の中に、これまで武力攻撃事態等への対処というものがあつたわけですけれども、それに加えまして存立危機事態という考え方が加わりました。そこの第3条1項の基本理念の中には、武力攻撃事態と、これまでは、改正前は武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ相互に連携、協力し万全の措置が講じられなければならないという規定がございました。この武力攻撃事態等に対しまして、存立危機事態が加えられております。

なお、それ以外、その法律の中には、第5条で地方公共団体の責務の規定があつたり、第7条で国と地方公共団体の役割分担の規定がございます。また第8条では、国民の協力の規定があります。これらの規定には、武力攻撃事態等のままで存立危機事態が追加されておられませんので、このようなことから規定そのものに対しましては特に新たな追加が、市に対して新たな追加がない、影響がないというふうに考えているところでございます。

続きまして、もう一つの法律の関係でございますけれども、こちらにつきましても重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律でございますけれども、こちらは第9条のほうに、国以外のものによる協力等ということで、関係行政機関の長は法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができるというような条文の規定は存在するところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 武力攻撃事態及び存立危機事態における云々という法律の中でも、地方公共団体が何を

するかということではなくて、国が市長に対して、そういう事態のときにその市長の権限内でできることを要求するという項目ありますので、市としても、いずれにしてもこの法律に基づく対応が求められてくることになるということを指摘しておきたいと思います。

それから、今この安保法制、強行されて2カ月余り、もう3カ月に近づこうとしているわけですが、今非常に大きな危険として、パリで起きた同時多発テロの問題が指摘されています。日本がアメリカの要求に従って、対IS戦で兵たん活動するということになれば、日本国民、東大和市民も含めて、こうしたテロの脅威にさらされるという危険が非常に大きくなるというふうに私は考えるわけですが、その点について市の認識はいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） イスラム国、ISに対してのということですが、米国への後方支援、そういうものにつきましては、今回の平和安全法制の規定としましては、原則として国会の事前承認が必要ということと言われております。市としましては、そのような状況から国会におきまして国民の安全を考えて、十分な討議のもと、重要な案件でございますので、それなりの判断がされるというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 米軍の準機関紙の「星条旗」によれば、既に三沢基地のF-16が対IS戦闘作戦の一環で5,000戦闘時間飛んでるということで、既にこうした状況が生まれているわけです。私はこの戦争法は一日も早く廃止すべきだ、市としてもそのために国民と一緒に市長もそうした取り組みに加わるべきだということをし述べて、私の一般質問を終わります。

○副議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

---

午後 2時35分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 二 宮 由 子 君

○副議長（中間建二君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

〔5 番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成27年第4回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

超高齢社会に向けての取り組みについてでございます。

現在、我が国の平均寿命は世界一の水準にあり、一方で出生率の低下による少子化によって、歴史上、経験したことのない早さで高齢化が進み、今や超高齢社会を迎えております。総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率と言い、世界保健機関、WHOや国連の定義によりますと、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会と言われております。日本は1970年に高齢化社会となり、1994年に高齢社会、2007年には21.5%と超高齢社会に入りました。2010年には23.1%、2015年9月には26.7%と過去最高水準となっております。

このような割合から試算すると、2035年には33.4%と3人に1人が高齢者となり、2061年には40%に達する

と見込まれています。また高齢化率の引き上げの要因として、2015年問題が注目されています。これは1947年から1949年の第一次ベビーブームで誕生した年間260万人、3年間で800万人の団塊の世代と呼ばれる日本の高度経済成長期を支えてきた方々が、2012年から65歳を迎え始め、2015年には全ての団塊の世代の方たちがリタイアされ、年金の全額が支給される65歳から74歳の前期高齢者の仲間入りに入れることです。

このように超高齢社会を迎え、高齢化によって影響を受けることとなる医療、介護、年金などの社会保障費にどのような対応をしていくのが課題となっておりますが、高齢者など全ての人が生きがいを持ち、地域社会の担い手として活躍し、積極的に社会参加できるよう環境整備を図り、安全安心に暮らせる社会、高齢者に配慮した優しいまちづくり、エイジフレンドリーシティを推進することで、介護予防の推進や医療費削減につながるのではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、運転免許保有者の高齢化について。

ア、現状及び対応は。

イ、他市の状況は。

ウ、今後の課題は。

第2に、市内道路整備について。

ア、現状及び対応は。

イ、歩道幅やユニバーサルデザインの推進など、誰もが利用しやすい道路整備についての考えは。

ウ、今後の課題は。

第3に、自転車の安全対策について。

ア、現状及び対応は。

イ、講習会の開催など、市民への周知は。

ウ、今後の課題は。

第4に、社会活動への参加推進について。

ア、現状及び対応は。

イ、公民館の活用は。

ア、地域デビューパーティーの成果は。

ウ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[5 番 二宮由子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、超高齢社会における運転免許証保有者の高齢化についてであります。超高齢社会を迎え、運転免許証保有者の高齢化が進み、それと比例して高齢者の方の交通事故の割合も少しずつ増加している傾向にあると認識しております。そのような状況から、市では高齢者の方が関係する交通事故の低減のため、高齢者の方に対し運転免許証の自主返納制度につきまして、市報等で情報提供してるところであります。

次に、他市の状況についてであります。高齢者の方に運転免許証の自主返納を促すため、自主返納された

方に対しまして、独自の特典を設けている自治体もあることは把握しております。

次に、今後の課題についてであります。高齢者の方が交通事故に関係する割合が増加している傾向にありますことから、高齢者の方や一般の方を対象としました交通安全運転者講習会や交通安全教室に多くの高齢者の方に参加いただけるような対策や、運転免許証の自主返納をどのように促していくかが課題であると考えております。

次に、超高齢社会における道路整備についてであります。幹線道路につきましては、車道の舗装修繕や歩道改良を計画的に実施しております。その他の生活道路につきましては、損傷状況を確認の上で修繕を行い、適切な維持管理に努めているところであります。

次に、ユニバーサルデザイン等の道路整備についてであります。道路の整備につきましては、高齢者や障害者の方を含め、全ての人々が安全かつ快適に歩行や移動ができるよう、ユニバーサルデザインを基本理念としました東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備に努めていくことが重要であると考えております。

次に、道路整備の今後の課題についてであります。既存歩道のバリアフリー化整備や経年劣化した生活道路の補修、修繕が必要であると考えております。

次に、超高齢社会における自転車の安全対策についてであります。高齢者の方の自転車に関係しました事故も増加している傾向にありますことから、交通安全講習会や交通安全教室を東大和警察署や交通安全協会の御協力のもとに実施しております。また、自転車交通ルールなどのパンフレットを配布し、自転車の利用ルール遵守の意向、意識向上に努めております。

次に、講習会の開催などの周知についてであります。交通安全教室や講習会につきましては、市報やホームページでお知らせするとともに、交通安全協会に御協力をいただき、広報車による市民の皆様への周知を図っているところであります。

次に、超高齢社会における自転車の安全対策の今後の課題についてであります。安全かつ快適な自転車通行のための道路環境の整備に努めるとともに、高齢者の多くの方に自転車の交通ルールを遵守し、マナーの向上を図っていただくための取り組みが重要であると考えております。

次に、高齢者の社会活動の現状及び対応についてであります。市では現在高齢者の皆様が元気で活動的な生活を送り、生きがいを持ち、地域社会の担い手としての役割を發揮していただけるよう、主に福祉や社会教育分野でのさまざまな事業を実施しております。対応につきましては、御本人の意欲や興味に応じた活動への取り組みが可能となるよう、各分野での情報の提供に努めております。

次に、公民館の活用についてであります。高齢者の社会活動への参加推進事業として、平成27年度中央公民館まつりの2日目の6月14日に、地域デビューパーティーを実施いたしました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の課題についてであります。高齢者の皆様が地域社会の中で重要な一員であることを自覚できるよう、これまでの知識、技能や経験を生かせるボランティアや地域活動などの場の拡充や情報提供を図ることが重要であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、社会活動への参加を促進するための公民館の活用について御説明いたします。



御質問の地域デビューパーティーについてであります。今年度は6月14日に中央公民館まつりの一環として実施いたしました。当日、中央公民館ホールに説明ブースを出展した団体は17団体で、説明員は28名でございました。定年退職後、趣味や楽しみを探している方や、市内で知り合いをふやしたい方など、合計431名の方々に御参加をいただき、入会してみたいグループを見つけることができた方もいらっしゃいました。今後も引き続き高齢者の皆様が、楽しく有意義な活動ができるよう、そして身近な地域での仲間づくりができるような出会いの場を、公民館としても提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず初めに、運転免許保有者の高齢化についての現状及び対応はについてです。

高齢化が進むことによって、市長の御答弁でも高齢者の交通事故の割合が若干であるけれども、ふえているというのは認識されているとのこと。65歳以上の都道府県別の免許の保有者率というのを調べたところ、群馬県が62.7%と全国トップで、次に長野県の61.5%、次いで栃木県の59.6%と全国平均の52.6%を上回っております。都市部では、東京都が36.5%と47都道府県の中で一番保有率が低い状況です。次に大阪府なんですけど、38.2%と続いております。この状況というのは、やっぱり都心部では公共交通とかそういうものが非常に盛んで、車を保有しなくても自分自身移動が可能であるというのがわかると思うんですけども、その高齢化の進んでいる当市の在住の65歳以上の運転免許証保有者数を伺うのとあわせて、保有率についても教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内在住の65歳以上の運転免許証保有者数とその保有率についてでございますが、東大和警察署に確認しましたところ、運転免許保有者数の公表は、正確な人数はちょっと公表できないというようなことをいただいておりますが、大まかな人数は聞いておりますので、その大まかな人数として答弁させていただきます。

平成26年末の人数でございますが、免許証保有者は市内でおおよそ5万3,000人でございます。そのうち65歳以上の保有者は、おおよそ9,900人となっております。保有率は18.7%でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 東京都が36.5%ですから、それよりうちの市は18.7%と非常に低い保有率だというのがわかります。当市、うちの市の面積というのが13.42平方メートルですから、非常にコンパクトなまちでありますし、また公共交通網もしっかりと発達してるので、物すごい面積の広い地方に比べますと移動手段を車だけに頼る必要がないので、保有率も少ないのではないかというふうに思います。

全国の交通事故の発生件数が、過去10年減少を続けておりますけれども、65歳以上の高齢者が原因となる事故件数が増加しています。これ微増ですけれども、増加しています。また、自転車運転中の死亡のリスクについて、20歳から59歳までを1とした場合に、60歳から69歳は1.37、70歳以上になると急にこれ上がって、3.08に高まるという研究結果も発表されております。このように、69歳まではそれほどリスク的には高くないんですけども、70以上という70歳、80代、90代も全て含めてでしょうけれども、免許証の保有されている年齢の高い方が、自動車を運転中に死亡するリスクが高いということがわかると思います。

その原因の一つとして、認知症の増加というのが考えられています。認知機能が低下すると、運転操作の誤りですとか、あと交通ルールを無視するなどの症状が出やすくなって、高速道路では例えば逆走するですとか、

また10月には宮崎の駅前で発生しました73歳の男性が運転する軽乗用車が歩道上を暴走して、7人が死傷し、2人が亡くなってしまったという痛ましい事故がありました。このように、高齢者の交通安全対策が重要な課題となる中、御答弁でもありましたように、運転免許証の自主返納制度というものを進めることで、高齢者の交通事故を未然に防ぐためにも、重要な制度だというふうには思うんです。

そこで、制度があること自体は御答弁で伺いましたけれども、当市での自主返納制度の利用状況を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当市の自主返納制度の利用状況についてでございますが、こちら東大和警察署に確認しましたところ、警察署管内ということで、東大和市と武蔵村山市を合わせた数字になってございます。こちら公表できないということで、大まかな数字のみを聞いておりますので、そちらで答えさせていただきます。

平成25年度につきましては、おおよそ130人ございました。平成26年度はおよそ200人、平成27年度につきましては、11月末現在で290人と徐々にふえている傾向にございます。

警察署の話によりますと、市報等の広報誌、また高齢者が関係します事故等、そういうテレビ報道等がございますと、返納者も上がるというようなことを聞いてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った人数ですと年々ふえていると。しかも、当市も運転免許証の自主返納制度に関して市報でも掲載をされたということでございますので、その人数的にも25年から26年に関しては非常に増加しています。利用者がそうやって自主返納制度を活用して利用されている方がふえるということは、それだけ高齢者の交通事故を未然に防ぐにもつながりますから、市としてもぜひ市報に載せるだけじゃなくて、もう一つさらに一步進めた形で、例えばなんですけれども、老人会ですとか、高齢者の集う場所に出向いていただいて、東大和警察署ですとか、あと交通安全協会ですか——安協の方々と連携して情報提供、また啓発に積極的に取り組むことによって、自主返納制度を利用される方ももっともっとふえるんだと思います。

きょうこの場でも対象になる——65歳以上ですから、対象となる方というのはいらっしゃると思うんですけども、例えば運転に本当に自信がなくなったりですとか、あと御家族から運転が心配だというふうに言われましたらば、ぜひ無理なく勇気を持って返納に御協力いただければというふうに思っております。運転免許証を自主返納された方というのは、申請することによって運転経歴証明書ですか、それが発行されます。運転経歴証明書というのは、提示をしますと高齢者の運転免許自主返納サポート協議会というものに加盟されたお店ですとか、都内の文化施設、美術館など、さまざまな特典、割引という特典を受けることができます。当市でも、他の議員のちょこバス利用券の配布ができないかという意見があるように、当市の市民にとって自主返納することによる特典ですか、他市の状況でもいろいろな特典を設けている自治体もあるという御答弁もいただきましたけれども、当市として何らかの特典が受けられるように、今まで御検討されたのかどうか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当市としましての何らかの特典を検討されたかということでございますが、現在のところは検討してございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） では、次の他市の状況に移るんですけれども、独自にいろいろと特典を設けている市もありますということです。そこで、じゃ他市ではどのような特典を設けているのか伺うのとあわせて、当市で今まで検討されていなかった理由について、まずその理由について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 他市の状況でございますが、多摩地区におきましては5市程度、特典を設けているところがございます。住民基本台帳カード交付手数料の免除とかシルバーパス購入費用の助成、またコミュニティバス無料乗車券などの特典を行っております。

当市では、取り組むことができない理由についてでございますが、現在のところ高齢者運転免許自主返納サポート協議会の特典があることも含めまして、市では現在のところはまだ取り組むまでには至ってございません。多摩地区各市の実施状況は、まだ数市ということでございますので、今後の他市の状況を見ながら調査研究をしていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 住民基本台帳というのはもうなくなりますから、それはそれでうちの市としてもいいんですけれども、例えばシルバーパスの更新ですか、そういった手数料というものに対して、ぜひ今後、全額、割引で結構だと思うんですけども、少しそういった当市としての独自の特典というものも設けていただくと、この自主返納制度が広がるのではないかというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

次に、今後の課題はについてです。

交通安全運転者講習会ですか、あと交通安全教室など的高齢者の皆様、御参加いただけるような対策を考えているとの御答弁でした。そこで、現状の参加状況を伺うのとあわせて、多くの高齢者の方に参加していただけるような具体的な取り組みについて、お考えがあるようでしたら伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 高齢者が参加できます交通安全運転者講習会や交通安全教室についてでございますが、ことしの3月に歩行者教育システムによります体験型交通安全教室を警察署が主催で試行的に実施してございます。こちらについては、試行的ということで約30人でございました。それから、この9月に行われました交通安全市民のつどいでも、交通安全教室を実施してございまして、こちらは全体で約200人程度でございました。それから、ことしの3月でございますが、交通安全ゲートボール大会というものがございまして、こちらにつきましては高齢者の方が参加しますが、おおよそ350人参加しておりまして、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施してございます。また、春秋の交通安全運転者講習会、これは一般向けのものでございますが、こちらについても高齢者の方が参加できるようなことになってございます。平成27年度につきましては、73人ということになってございます。参加者をふやす取り組みについてでございますが、現在のところ市報や市のホームページでのお知らせや、交通安全協会の御協力によります広報車での呼びかけなどを行ってございますが、今後さらに多くの方に参加をいただけるような取り組みが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 交通安全ゲートボール大会ですか、これは多分、東大和警察署主催というか、市が主催でしょうけども、冠か何かをつけてやられたんでしょうか。要するに、交通安全の体験型のスタントマンの方がスケアード——まあスタントマンの方が実際に車に、車と体当たりをしてというような感じの交通安全教室だと思うんですけども、そういうのも含めてやられたということです。ぜひ、今伺った多くの高齢者の方に参加していただけるような具体的な取り組みですけれども、もちろん市報とか、あとホームページに載せるといってもいいんですけども、市報はもちろん皆さん、読まれる方、たくさんいらっしゃると思うんですが、なかなかホームページというものに関して、見る方が、もちろん見られる方もいらっしゃると思うんですけど、実際に御自宅にパソコンがなかったりですとか、そういったところで見られない方もいらっしゃいますの

で、もう少し出向く、高齢者の皆さんが集っているところに、ぜひ出向いて、そういった安全教室があることの情報の提供だとか、そういうのもしていただきたいというふうに思います。それに関しましては、後ほどまたいろいろと質問させていただきますので、次に進みたいと思います。

次に、市内道路の整備についての現状及び対応はについてです。

幹線道路については、計画的に実施されているという御答弁がありました。そこで、道路工事の実施状況について伺いたいと思うんですけども、期末の時期というのが近づきますと、そうですね、11月の半ばぐらいからでしょうか、なぜだかいろんなところの場所で道路工事が始まります。ことしは例年以上に、市内の幹線道路のあちらこちらで工事が昼と夜、両方ですね、もう昼夜構わず実施されています。それによって片側通行ですとか交通渋滞の原因となっているのも事実だと思います。そこで、現在行われている道路工事について伺いたいと思います。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 現在行われています道路工事についてでございますが、市のほうで今行っている道路工事につきましては、市道第1号線、用水北通りの道路改良工事でございます。それから、市道第6号線、富士見通りの道路改良工事でございます。もう一つ、都市計画道路3・5・20号線の工事を今現在行っているところでございます。交通渋滞がここにきてかなりあるということでございますが、市の工事のほかに東京都水道局が水道局の耐震工事を現在行っております。そちらが市道第5号線ハミングロード、それから市道第7号線の中央通りで行っておりますので、また生活道路についてもまだ、その他水道管の工事が行われてございます。そういうようなところから、渋滞が発生しているのではないかとということで認識してございます。
- 以上でございます。

- 5番（二宮由子君） 都の水道の工事もありますから。

私、伺いたいのは、今おっしゃっていた市がやっていたらっしゃる道路工事、道路の改良工事ですね、市道の6号線ですか、富士見通りの道路改良工事についての詳細を伺います。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 市道第6号線の工事の関係でございますが、こちらは車道、歩道の道路改良工事でございます。工事期間は10月上旬から始めまして、予定としては3月15日までの予定でございます。工事延長は128メートルでございまして、こちらの昨年度、イトーヨーカドーの側から工事を開始しまして、ことしが2年目で、ことしは新街道住宅の真ん中あたりまでの工事となっております。歩道につきましては、歩道幅員を両側とも2.0メートルから2.2メートルに拡幅しまして、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行っております。

以上でございます。

- 5番（二宮由子君） 今伺った車道と歩道、両方ですか。歩道の改修については、どのような内容の工事なのか伺います。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 歩道の改修についてでございますが、現在の歩道はマウンドアップ形式といいまして、車道より15センチ高いような設計の道路になってございますが、今整備してる内容につきましてはセミフラット方式といいまして、車道と歩道の段差を少なくしてございます。こちらはバリアフリー化したものになってございまして、段差が5センチ程度になってございますので、こちら基本的には東京都福祉のまちづくり条例に基づいた整備になってございますが、一番の違いはそういうような車道と歩道の段差が少ないというところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 私、先ほど運転免許証の自主返納制度について取り上げさせていただきました。運転免許証を自主返納された方の移動手段としては、バスですとかタクシーだとか、あとは自転車ですとか、歩くだとかいろいろあるんですけども、少子高齢化によつての人口減少が起こる中、今、車が中心のまちづくりから人が優先されるまちづくりへと移行をされてますね。それを進めるために、東京都の福祉のまちづくり条例みたいなものもあるように、歩道の拡幅などの整備が進められています。もちろんそれに沿つて、今回、市道6号線の富士見通りは歩道、そして車道などの改良工事がされておりますけれども、今伺つたセミフラット工事です、その工事でいうと歩道と車道の段差が、今まで15センチだったところが5センチに段差がなくなると。そうすると、もちろん交差点での切り下げの角度ですか、その角度も緩やかになりますから、高齢者の方がつまづかないですとか、あとベビーカーでお散歩やお買い物をしている方も、そこで突き当らずにスムーズに行けるですとか、あと車椅子を使用されてる方もスムーズに通行できるようになるという非常に利点がありますし、そういう方々、誰にでも優しいという配慮された形式だと思います。

しかしながら、今ゲリラ豪雨などといつて短時間での集中豪雨による雨水の排水処理ができない状況などによつて、車道上に雨水が川のような状態に流れてしまった場合に、今まででしたらば車道と歩道の間に15センチの段差がありましたから、歩道上まで雨水が流れ込むほどの心配、一部流れ込んでしまつて冠水した道路もありますけれども、ほとんどの道路でそういった心配はなかつたんですけども、今回の工事によつて車道と歩道の段差が少なくなり、5センチですから、そうすると縁石で分離されてるだけなんですよね。その縁石にも、水はけのためでしょうか、穴があいてると思うんですけども、雨水が歩道に流れ込む可能性というのは十分に考えられると思うんです。流れ込んでしまうと、歩道というのは車道よりも幅員が狭いですから、一度流れ込んだ雨水というのは車道よりも勢いよく流れますね、排水を探して。そうすると、歩道を歩きにくいだけじゃなくて、転倒するおそれも出てきてしまうんです。

そこで、路面の排水について、どのような対応が図られているのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 路面の排水についてでございますが、今回の整備の中で歩車道の境界のブロックの前のコンクリートの路肩部分のところでございますが、その下に排水管を縦断的に設けて対応してございます。また道路の縦断勾配も結構きつゝ勾配で設定してございますので、水がたまることはないと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺つた路肩部分に排水を設置、これは新たに設置されるということなんですか。今までの排水よりもふやされるという認識でよいのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 整備する前は、歩道の中にU字溝がございまして、そのかわりとなるものとして路肩の部分に同様な形で設置したような形になってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） わかりました。

次なんですけども、バス停に関してなんです。富士見通りにはバス停が2カ所あります。民間のバスの多くが、高齢者ですとか障害者の方々への対応として、降車時に段差の解消のためのノンステップバスというものを導入されています。既存の歩道のように、15センチですか、車道との段差があれば、車両を少し傾けるだけで十分に対応ができると思うんですけども、歩道の高さが10センチ低くなるんですよ。そうすると、そのバスからおりる際に段差が生じてしまい、その御利用されてる皆さんがスムーズに乗りおろができません

んではないかという心配があるんですが、どのような対応が図られるのかちょっと伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の整備につきましては、一般の歩道はバリアフリー化整備として、先ほど申し上げましたようにセミフラット方式ということで、車道と歩道の段差が5センチのものとなっております。この歩道と車道の段差は5センチでございますが、その境のブロックが突出した構造となっておりますので、そのままですとバス停には適した構造とはなってございません。そのようなことから、今回バス停の部分ですが、先ほど申し上げましたマウンドアップ形式というものに変更しまして、バス停の乗り入れとして機能できるような計画としてございます。先ほど申し上げましたマウンドアップ形式というものは、歩道を15センチ高くする構造に変更するというところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうすると、バス停に近づくにしたがって、徐々に上がって行って、バス停ではマウンドアップになるということですね。はい、わかりました。

先ほど伺った雨水の関係なんですけども、富士見通りの歩道を全てセミフラットに改修、改良工事ですか、されるようでしたらば、南街交番周辺の南街交番前のところまで富士見通りですから、南街交番周辺の地域というのは台風などの集中豪雨に見舞われますと道路冠水の被害が発生して、周辺の店舗にまで雨水が流れ込む浸水被害が発生してしまいます。そこで、南街交番前の交差点周辺の歩道整備、歩道の改良工事についても、そのセミフラット工事という形式をとられるのか、それをとられるとしたらば、歩道と車道の段差が少ないですから、今まで以上に浸水被害が発生してしまうのではないかと懸念するんですが、対応を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 南街交番付近につきましては、冠水対策としまして、マウンドアップ方式で計画を考えてございます。15センチを高くするような構造となる予定でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうすると、富士見通りの歩道というのは、セミフラットがあり、マウンドアップがあり、またセミフラットがあり、マウンドアップがありみたいな、緩やかな傾斜で、段差とは言えないかもわかりませんが、緩やかな傾斜で高かったり低かったりするということでもよろしいんですよね。もう一度確認させてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 一般の歩道につきましては、セミフラット方式ということで工事を考えてございますが、そのような南街付近やバス停付近は15センチを高くしたような構造になってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうしますと、この3月15日までという工期なんですけれども、3月15日までに富士見通り全ての歩道の改良工事が終了する、昨年なんかおっしゃってましたよね、西側のところだけは昨年された。10月の下旬から3月15日まで工期を、工事期間を3月15日までというふうに御答弁いただいたんですけども、富士見通りの全ての両側の車道も含め、歩道も改良工事が全て3月15日までに完了するのかどうか確認させていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げましたように、昨年度からイトーヨーカドーのほうから整備をしてございまして、今年度、整備を行ってございますが、新街道住宅の真ん中あたりまでということで先ほど答弁させていただきましたが、そこまでの区間、車道、歩道、両側とも整備されることとなります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） わかりました。ありがとうございます。

次の今後の課題はについてです。

既存の歩道のバリアフリー化というのは、今まで伺ったように富士見通りですか、あとは1号線の用水北通りでしょうか。これも歩道の改良工事であるというふうに思うんですけども、計画的に進められていることですけれども、生活道路の整備についてというのは、地域道路計画に基づいて進めるというふうに、東大和市の都市マスタープランでもそういうふうに示されています。そもそも、その地域道路計画というのは、どういう計画なのかを伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和市地域道路計画でございますが、こちらにつきましては平成元年9月に策定してございます。生活道路のうち、地域形成の骨格となる主要な道路につきまして、道路の新設、拡幅事業及び開発事業に基づく道路後退等の道路計画の指針として活用を図るための計画でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうすると、今の御答弁ですと、地域道路計画というのは、新設、拡幅、市の求めている理想の道路像というんですか、指針ですから。そういうのにおっしゃっているのであって、既存の生活道路に対しての今現在もある生活道路に対しての舗装修繕などを進めるための計画ではないんですよね。そこだけもう一回確認さしてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） であれば、生活道路というものが整備をされてから大分年月が経過している道路もあると思うんです。経年劣化した生活道路についての修繕についても、今後進めていかなければならないと思うんです。そもそも生活道路というのは、住宅地ですとか、住宅地の道路ですとか通学路など、市民の皆様が毎日のように歩いたり、また自転車に乗ったりと、ふだん利用されている道路です。しかも、中央にラインがないような狭い道路ですか、その多くが生活道路、暮らしに密着した一番身近な道路が生活道路だというふうに思います。今後、耐用年数を超えた生活道路の舗装整備ですか、それを行うのに必要となる維持管理費用というんでしょうか、莫大な費用がかかると思うんですけども、それを試算して予算を確保するためにも、生活道路舗装管理計画などというものを作成して準備をしていただくことで、生活道路の使っている、毎日生活されるのに使用されている市民の皆様に、支障を来さないスムーズな道路の整備が図られるのではないかと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいまは、生活道路についても幹線道路と同じような形での修繕計画を持って、きちんと計画的にという御指摘だと思います。道路管理する立場といたしまして、そのように計画的にやりたいというふうには常々考えているところでございますけれども、やはり交通量等、幹線道路ほどの量がないというようなこともございますので、損傷状況です、舗装の傷みの状況等を確認しながら対処していくというのが実情でございます。ただ、課題といたしましては、できるだけ歩きづらいような舗装状況になっているところもかなり出てきておりますので、計画的にやっていく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、計画的に、市民の皆さんの暮らしに支障が来ないように整備を進めていただきたいというふうに思っています。

また、既存の歩道のバリアフリー化の整備でしょうか——を進めていくには、もちろん高齢者、私、今回

高齢者を中心に質問させていただいておりますので、高齢者の皆さん、そして歩行者の誰もが安全に通行できる空間ですか、歩道の拡幅というんでしょうか、そういうのが必要だというふうに思うんですけども、そのバリアフリー化の整備の一環として、気軽に休憩や交流の場となるベンチの設置についても、通行の妨げにならない範囲で進めていただきたいというふうに思います。特にバス停なんですけれども、バスをお待ちになる皆さんが、ベンチがあればベンチに座って待たれて、少しでもまちづくりの中ではベンチは必要ではないのかなというふうに思うんですけども、なかなかベンチの設置ができるほどの幅員を持つ歩道というのが、市内にはないですね。そのためにはね上げ式のベンチというんでしょうか、そういうものを設置するなど柔軟な対応でベンチの設置も可能になると思いますし、また防災グッズを収納できるベンチを歩道上に設置することで、地域防災力の強化が図られると考えますが、ベンチ設置に関しての御見解を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） ベンチについてでございますが、まずベンチを設置できる要件でございますが、1点目が一般歩行者等の通行と一般交通に支障とならない箇所というところがございます。2点目としまして、病院や福祉施設等の周辺として特に必要がある箇所。3点目としまして、散歩等、単なる移動を目的としない歩行者等のために休憩施設の設置を必要とする場所。4点目としまして、ベンチに人が座った状態の幅、1メートルと車椅子使用者同士がすれ違える幅として2メートル以上を確保することということで、歩道幅員は最低でも3.5メートル程度必要となると考えてございます。道路の中で対象となる工事は極めて少ないということから、道路としての中にベンチを設置する考えは現在のところはございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 歩道の幅員3.5メートル以上、うちの市の中ではほとんどない、なきに等しい、ないように思うんですけども、そうするとベンチが設置できないと。ただ、先ほど申し上げたようにはね上げ式ですか、使用するときだけ座れるというはね上げ式のベンチも柔軟な対応で設置が可能だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

市内道路の整備についていろいろと申し上げてまいりましたが、超高齢社会を迎えることによって、車よりも人を優先としたまちづくりを進めるためにも、現在その歩道の、これは都道ですけれども、東大和市駅から青梅街道ですか、青梅街道に向かって歩道の拡幅工事がされてると思うんですが、その青梅街道、大和通りでしょうか——のハミングロードの入り口の南街4丁目交差点から南街交番前までの約400メートルぐらいでしょうか、そこを将来的には車の走行を禁止する歩行者と自転車優先道路として、これは近隣の商店街の皆さんと連携をしなければいけないですし、いろいろとさまざまな協力も必要だと思いますけれども、市民の皆様にとって安心してお買い物ができる場の提供に努めていただきたいんです。四季折々のお花を植えたりですか、そこはもう歩行者優先ですからベンチも置けると思うんですけども、高齢者だけでなく子供たちですか、車椅子を使用されてる方、また子育て中のベビーカーを使用されてる方々も、誰もが集えてにぎわいの創出にもなりますし、憩いの場として整備をされてはいかがかという御提案をさせていただきたいと思います。もちろんこれ都道ですので、先ほども私も申し上げましたとおり、都道ですから市の自由にはなりません。ただ東京都が決定権を持っているということも十分承知をしておりますけれども、東大和市の超高齢社会を見据えたまちづくりの中心として、東京都のほうに働きかけを行っていただきたいんですけれども、御見解を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 大和通りの整備でございますが、現在、東京都におきまして整備を進めているところでございます。現在の歩道幅員が1.5メートルですが、それを2メートルに拡幅する工事でございます。



東京都の事業ではございますが、花植えやベンチの設置など歩道幅員が2.0メートルの中では、東京都の福祉のまちづくり条例から考えてもちょっと難しいかなという考えはございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 現状では難しいけれども、私が今申し上げたのは、東大和市の考えとして超高齢化社会を見据えたまちづくりの一環で、東京都のほうに、都道ですから東京都が権限を持っていますので、うちの市としてはこういうまちづくりを進めたいからということで、ぜひ東京都の整備ですから、お願いというか、依頼というか、これも周辺の商店街の方とか、皆さんの御協力、多くの御協力が必要だと思いますけれども、そういった方向性を持って働きかけをお願いしたいと思います。ぜひ御検討ください。

次の自転車の安全対策についての現状及び対応はについてです。

交通安全講習会ですとか、交通安全教室を東大和警察署と交通安全協会ですか、その方々と連携をして実施されてるといふような御答弁でした。市内の中学校では、スタントマンによる先ほど言っていた体験型のスクエアード・ストレイト方式による交通安全教室ですか、実施されています。先ほど伺ったゲートボールをされる前にも、スクエアード・ストレイト方式による交通安全教室が実施されたということなんですけれども、高齢者を対象とした、高齢者ですね、対高齢者、今伺った以外に交通安全講習会の開催というのはされたのかどうか伺います。自転車に関してです。

○土木課長（寺島由紀夫君） 高齢者のみが参加できる交通安全の教室でございますが、先ほど申し上げましたが、歩行者教育システムによる体験型交通安全教室というものがございます。こちらにつきましては、画面上の前に立ちまして、画面内の動く道路を危険を察知しながら歩く動作をその場で行いまして、御自身の身体能力や判断能力を再確認してもらうものでございまして、とても有効なものであるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った歩行者教育システムですか——による講習会の開催というのものもあるんですけれども、実際に高齢者の方がその講習会を受けて、自分自身も交通ルールをしっかり守ろうと思って、自転車なり何なり乗りますよね。ただ、夜間ですとか雨の日というのは、見通しが非常に悪くなってしまって、走行中の自転車の存在というのが本当によく、もうびっくりするほど気づかなかったり、あと夜間ですと黒い洋服を着て歩いていらっしゃる方も、もちろん私も黒好きですから着るんですけれども、そうすると暗闇の中の黒というのは、本当によく人がそこに確認できないという状況に陥ってしまいますので、そこで安全対策の一つとして反射材などを、例えば自転車に乗るときには、その自転車のフレームですとか、かごとかペダルとか、あと着ているもの、お散歩される方、夜間にその散歩をされる方というのは、そんなに多くはないとは思いますが、着ている服ですとか靴などに反射材をつけることで、暗い夜道でも運転者に対しては存在感をアピールするというんでしょうか、確認することができて交通事故の防止には効果的であるというふうに言われています。

そこで、今まで反射材についての市民への周知とか、あと情報提供というんでしょうか、そういうものが行われていたのかどうか、伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 反射材についてでございますが、反射材につきましては、過去におきまして交通安全市民のついでに反射材を参加者に配布したような経過もございます。また、現在実施してございます春秋の交通安全運転者講習会でも、毎回、靴に張りつける反射材を参加者に配布をしてございます。

また周知のほうでございますが、周知のほうにつきましては、市報による周知を行ってございます。この9月15日号につきましては、秋の全国交通安全運動の重点項目としまして、夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗車中の交通事故防止としまして、反射材用品等の着用の推進を掲載してございます。また同じ9月15日号でございますが、「高齢者の交通事故を防止しましょう」の表題としまして、「夕暮れ時から夜間に外出するときは、明るい色の服装や反射材を身に付けましょう。」ということで掲載してございます。ここの掲載につきましては、来年1月15日の市報にも掲載する予定となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 交通安全市民のつどいですが、でもその反射材の配布だとか、あと1月15日の市報でも情報提供されるということですので、ぜひ折に触れて市民の皆様にもそういった情報提供、また周知などもしていただきたいと思えます。

次に、講習会の開催など市民への周知はについてです。これは重なってしまうんですけども、平成26年の東京都内の交通事故で亡くなられた高齢者は65人いらっしゃいました。そのうちの歩行者が39人と全体の6割を占めています。そのうち、その39人のうち、信号無視ですとか横断歩道以外での横断——ということは何らかの交通ルールを守らなかった結果、亡くなってしまった方が22人もいらっしゃいました。このように、高齢者が交通事故に遭わないためには、もちろん基本的なんですけれども、青信号を必ず確認することですとか、青信号になっても横断歩道を渡るときは、一旦とまって必ず左右を確認するですとか、そういった基本的な交通ルールをしっかりと守ることが必要だというふうにいえます。

そこで、先ほどおっしゃっていた道路を横断する際の危険を疑似体験できる歩行教育システムによる講習会ですか、そういった講習会の開催など、非常に効果的であるというふうに私は思うんですけども、より多くの方に参加していただけるような周知の方法ですとか、これ今回の開催について、今試行的にというふうに御答弁があったと思うんですけども、今回の開催についての検討について伺いたいと思えます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げましたように、ことしの3月、歩行者教育システムによる講習会ということで、高齢者の方を対象に警察署のほうで主催して行ったものでございますが、こちらの講習会、実際やってみまして、かなりいいといえますか、いい反響でもございましたので、市のほうからまた来年できるような形で警察署のほうに要望してございますので、次回実施の方向で決まれば、警察署、また交通安全協会、市で連携しながら参加への情報提供をしたいということで考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、多くの方が参加していただけるような取り組みをお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。高齢者の皆さんに、自転車の交通ルールを遵守し、マナー向上への取り組みは大切であるというふうな御答弁をいただきました。東京都は12月1日から7日、本日までなんですけれども、平成27年東京交通安全キャンペーンというものを実施しています。キャンペーンの重点項目として、子供と高齢者の交通事故防止ですとか、あと自転車の安全利用の推進などが挙げられています。警視庁で作成した高齢者向けの自転車安全利用のパンフレットには、高齢者に向けて、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょうというふう呼びかけています。自転車で亡くなる方の多くが、頭部を負傷しておりまして、ヘルメットをかぶっていたら、もしかしたら命を落とさずに軽いけがで済んでいたかもしれません。このように、手軽で便利な移動手段として自転車は使われますけれども、年を重ねるごとにやはり運動能力ですとか認知能力ですか、レベルがどんどん低下していきますので、その死亡事故を未然に防ぐためにも、ヘルメットの着用

など当市でも高齢者の皆さんに向けて積極的な呼びかけ、啓発に努めていただきたいんですが、これは要望とさせていただきます。ぜひ、そのように働きかけを行ってください。

次に、社会活動への参加推進について現状及び対応はについて伺いたいと思います。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

---

午後 3時44分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほどの議員からの最初の御質疑の中で、65歳以上の運転免許証保有者数の保有率ということで、18.7%と答弁させていただきましたが、ちょっと解釈が違いまして、65歳以上の人口に対する免許証の保有率ということになりますと、およそ45%になります。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○5番（二宮由子君） ぬか喜びということ。ちょっと東京都が36.5%で、全国平均が52.6%ですから、全国平均よりは下回っているけれども、東京都の中ではちょっと高いということですね。ぜひ運転免許証自主返納制度を御活用いただけるような啓発のほう、よろしく願いいたします。

次の社会活動への参加推進についてですけれども、さまざまな事業というのが実施されているということですが、主にどのような事業が実施されているのか、事業内容について伺わさしてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 社会活動への参加推進の事業内容でございますけれども、福祉というところがございますと、シルバー人材センターへの支援、あるいは高齢者の生きがいくりの促進、または介護支援ボランティアの育成などの推進、こういった内容で行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った中で、介護支援ボランティアの育成ですか、それについての具体的な内容を伺いたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護支援ボランティアでございますけれども、こちらについては高齢者の方がボランティア活動を通して、相互に助け合い、社会参加への意識を高めていただくとともに、御自身の健康増進と介護予防を目指すということを目的といたしまして、介護支援いきいき活動事業という名称のボランティア活動の機会の提供を行っているものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 相互に助け合いながらということなんですけれども、今おっしゃってた介護支援いきいき活動ですか——というのがボランティア活動による重要な社会参加だというふうな認識は私もわかるんですけども、じゃこの具体的な活動としてどういった活動をされているのかということと、その活動状況ですか、今具体的に市内でどのぐらいの方が活動されているのかどうか、状況を伺いたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 具体的な内容ということでございますけれども、ボランティア活動の人数でございますけれども、現在は100名の方がおおよそ登録をされまして、社会福祉協議会で登録をした後に、ボランティア活動を主に福祉施設等でしていただいているという内容でございます。この際に、1回の活動で2時間活動すると2ポイントというポイントが付与されます。これが年間50ポイント、1ポイント100円ですので、5,000円で年度終わりに転換金という名称ですけれども、現金に変えることができるということとなります。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今のその御答弁のポイントですか、年間50ポイント、それは上限ということだと思うんですけども、50ポイントまで5,000円を年度末に転換金という形でお金に変えられるということでしょうか。ということだと思うんですけども、この転換金に関してなんですけど、例えば地域への還元として活用したり、あと必要となる、自分がその年度末、年度末に5,000円、5,000円いただくのではなくて、例えば自分が逆の立場、介護を受ける側の立場になるときまでためておいていただくということではできないのか、そういった事業として行っているのかどうか伺います。

○福祉部参事(尾崎淑人君) まず、地域への還元という点でございますけれども、本市の場合には現金で振り込ませていただくという体制でございますけれども、全国的に見ますと、例えば地域振興券であるとか地域通貨といったもので、そういう意味で地域へ還元するという制度をとってる市もあるというふうに聞いてございます。

また、2点目の必要なきにためておいて変えるということでございますけれども、恐縮でございますけれども、現在予算というのが単年度というところに対応している関係でございますので、単年度、単年度で転換金の処理をしているという状況でございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今伺った介護支援ボランティア制度というんでしょうか、介護支援ボランティア制度自体が、高齢者の方がボランティア活動、介護支援というボランティア活動に参加することによって、世の中の役に立っているという生きがいというんでしょうか、そういうものを感じていただけますし、それ自体が健康増進ですとか、元気でなければ人のボランティア活動はできませんから、きょう私はちょっと風邪がみでして、声の調子が悪くて大変お聞き苦しい点はお許しいただきたいんですけども、そういった元気でなければボランティア活動もできないですし、そういったことで健康増進ですとか介護予防、またその医療費の削減などにもつながると思いますし、また介護保険制度の支え手側というんでしょうか——にもなり得ますし、またその地域活動に参加するきっかけづくりとしても、非常にすぐれた制度だというふうに、私は大いに期待するものですので、伺った登録者というのですか、今100名ということですけども、事業当初から比べると、この登録者というのはふえているんでしょうか。また、その受け入れ側の施設に関しても、事業当初からふえているのか、それとも現状維持なのかというのをあわせて伺いたいと思います。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 登録者の関係でございます。本市でこの制度が始まりましたのが、平成23年度でございます。23年度の登録者が42名、現在100名ですので倍以上ふえているといったところでございます。受け入れ施設でございますけれども、当初16施設で、現在18施設ということで、2施設はふえてございますけれども、この辺についてはまだまだ努力は必要だというふうに認識はしてございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 御答弁のありましたとおり、平成23年、事業開始当初からは2倍以上にふえていますので、ただその課題にもなってる受け入れ施設がまだまだかなというふうにおっしゃってございましたから、ぜひ新規開拓ですか——なども積極的に取り組みを進めていただきたいと思います。これ社協が行っている事業ですからね、社協のほうに働きかけを行っていただければと思います。

次に、公民館の活用の地域デビューパーティーの成果について伺いたいと思います。

まず、地域デビューパーティーの目的と、その事業内容について伺います。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館の地域デビューパーティーについてでございますが、地域デビューパーティーは市内の活動団体をPRし、定年退職した方の入会者数の向上、地域デビューの推進を目的として実施いたしております。

事業内容といたしましては、中央公民館ホールで市民の活動団体の紹介を個々のブースで行い、団体を探す参加者の方が好きなブースで説明を聞くことができるようにしております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 中央公民館ホールですか、大きなところでやられたということなんですけれども、じゃその地域デビューパーティーに参加された方で、入会してみたいグループを実際に見つけることができた方というんでしょうか、御答弁では実際に公民館活動をされたグループに、新しく入会された方というのはいらっしゃるかどうかちょっと伺えなかったもので、それについて伺いたいと思います。

○中央公民館長（尾又恵子君） 地域デビューパーティーは、平成25年から3回実施してございます。平成25年度につきましては、こちら単独で開催いたしました、御入会がいただけたのが4名と聞いております。26年度につきましては、こちら産業まつりと同時に開催いたしまして、参加の方、たくさんお見えになりまして、入会者数のほうも18名と聞いております。27年度は、公民館まつり単独で行いましたが、こちらのほうは2人の加盟ということになっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、平成26年ですか、産業まつりのときに合わせて開催をされたということで、やはり大勢の人数が参加されると、それだけたくさんの方が入会されるのかなというのがわかると思うんですね。人生設計として、平均寿命が60歳代であった時代というのが、その考え方というんでしょうか、例えば20歳前後に就職をして、その後、結婚、子供の誕生ですとか子育てと続いて、退職後の数年間の余生を、余生として人生を終えるのが典型的な人生モデルだったと思うんです。しかし、平均寿命が今の日本は80歳を超える時代となっていて、これまでの人生モデルでは対応できなくなってきたと思うんですね。一般的に企業に勤められている会社員の方々というのは、現役時代は地域社会とのかかわりというのをほとんど持たずに生活をしていらしたと思うんです。定年退職後、自分はどうやって生きていけばいいのか、またその自由な時間をどのように有効的に活用できるのかという不安を感じていらっしゃる方も多くいらっしゃると思うんです。平均寿命が80歳を超えると、退職後の20年以上ですよ——にも及ぶ御自身の人生が、健康で生きがいというものを持ち、自分の能力というものを最大限に発揮して、活用して豊かに生きるために、公民館活動への参加というのは、非常にその生涯学習の場としての第一歩として、非常に私は重要だというふうに考えてます。実際に退職して地域活動に参加したいけれども、どうすればよいか、どうすればいいのかって戸惑っている方が非常に多いというふうに聞いています。

今回、質問いたしました地域デビューパーティーの開催というのは、退職された方々と公民館活動をされているグループとをつなげる役割として、効果的な事業だというふうに私は思っておりますので、今まで3回開催されて4名、18名、2名ですから24名ですか——の方々が新しくお仲間に加わったということですので、今回の3回やられた開催を踏まえまして、先ほども申し上げましたけれども、日程調整ですね、市の事業とあわせるですとか、単独でももちろんされるのもいいんですけれども、そうすると情報発信、また集まっていたいただける啓発というんでしょうか、そういうことも限りがありますので、ぜひ市の事業とあわせた形で、多くの方が参加できるような、立ち寄ってみようかなと思うような地域デビューパーティーの開催も、次年度以降

もお願いしたいと思います。

これは要望です。

次に、今後の課題についてですけれども、地域活動の場として情報提供ですとか、その拡充を図っていききたいというふうな御答弁もいただいたと思うんですが、今まで超高齢社会に向けてのさまざまな課題について、私自身申し上げたんですけども、壇上で2015年問題というものを申し上げました。この2015年問題というのは、もちろん団塊の世代の方々が定年を迎え、地域に戻ってらっしゃるといことなんですけども、定年退職されたという方が、一日中、御自宅でね、例えばテレビを見てごろごろされてたりすると、奥様からどっか行ってきなさいよみたいな形で言われてしまいますよね。お散歩でも行ってらっしゃい、健康のために歩いてきたらどうということと言われると思うんですけども、そうするとお散歩も1時間もすれば随分歩いてしまいますし、市内をずっと回ってもそんなに時間がかかるわけではないです。それで、1人でいても不思議がられず、また静かで、長時間いても怒られなくて、寝ていても迷惑のかからない、冬は暖かいですし、夏は涼しい、お金もかからず居心地のいい公共施設というのは図書館だというふうに思うんですね。実際に図書館の利用者というのは年々ふえておりますので、そこでその図書館の中に高齢者向けのコーナーというのを常設していただいて、そこで今までさまざま伺ってきた交通安全教室開催の情報提供ですとか、あと運転免許証の自主返納制度の周知ですとか、公民館を利用して活動されてるグループの紹介ですとか、地域デビューパーティーの開催の情報提供ですとか、そういったさまざまなものをそのコーナーで、高齢者の方に周知していただけるような取り組みができないかどうか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館に高齢者向けコーナーなど、設けられないかということでございますけれども、確かに議員の言われるとおり、高齢者の方々が図書館に来られて、本を読んだり新聞を読んだりゆっくりされているという光景というんでしょうね、姿というのは見受けられます。そういう中で、そういう高齢者の方々に特化したというんでしょうかね、そういう情報コーナーがあれば、確かに議員の言われるとおり公民館の活動してるグループの紹介とか、そういうものや防犯とか防災とか被害に遭わないとか、そういう情報とか、さまざまな市役所の中でもこれまでもお話に出てきております高齢者向けの情報ですね、集めてあそこにコーナーをつくって見てもらうということは、非常に高齢者の皆さんには有効な場所になるのかなというふうには考えております。

ただ、場所の確保の点では、議員も御存じのとおり場所に限りがありますし、今あります掲示板のところにできるのかどうかとか、いろいろ場所的にも物理的な課題があるかなと思います。また情報の更新の仕方ですね、誰が更新をするのか、それは図書館の職員なのか、それから情報を掲示したい部署の職員がやるのかとか、あとどんなスパンでその情報を変えていくのかとか、そういうことでも課題があろうかと思っておりますので、今後そういうコーナーがつかれるかどうかということにつきましては、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の場所に限りがあるというのは非常によくわかりますけれども、今おっしゃっていた、多分入り口の外のチラシの置いている部分だと思うんですけども、そこではなくてできれば図書館の中、冬は暖かく、夏は涼しい中で、常設として、そんなに大きくなくても構わないと思うんですが、ある程度のコーナーを設けていただければと思います。誰が更新するかということなんですけども、特に図書館の皆さん、お忙しいようですから、そういった所管を持つての方にやっていただいてもいいですし、またその更新の時期ですか、それは情報提供を依頼された方が責任を持って更新に来ていただければいいというふうには思っております。

すので、ぜひ何らかの形で検討していただければというふうに思います。お願いいたします。

超高齢社会において、多くの方が100歳以上、生きることができるようになった日本というのは、本来であれば人類の夢にまでみた長寿社会実現国として、もっと胸を張って誇るべきでありますのに、高齢者とか、あと高齢社会って言うと、医療、介護、年金などふえ続ける社会保障費の課題ですとか問題などが取り沙汰されて、マイナスイメージに偏ってしまっていると思うんです。長年、その高齢者の方は、既に自分の役割は終えて、残りの余生は社会から支えられて生活するという弱者的なイメージを持っていらしたと思うんです。しかしながら、今の65歳以上の高齢者と言われる方々は、元気ではつらつとして、健康な高齢者というのが非常に増加しているんですね。それまでの長い人生で培ってきた豊かな知識ですとか経験を生かすことのできる居場所ですとか、出番というものを見出すことで孤立化を防ぎますし、また生涯現役として地域社会の担い手となって活躍していただくことが、高齢者の生きがいや地域貢献につながるのではないかとこのように私は考えています。

また、壇上でも申し上げました高齢者に配慮した優しいまちづくり、エイジフレンドリーシティを推進することで、高齢者以外の世代、もちろん子育て中の方々ですとか、障害のある方々にとっても、暮らしやすい、誰にも優しいまちづくりへと広がっていくのだというふうに思っています。ぜひとも、市長は日本一子育てしやすいまちを目指すというふうに、市長におかれましてはそういうふうにおっしゃっておりますが、ぜひ高齢者に配慮した優しいまちづくりを推進していただきたく、最後に市長の御見解を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと今、高齢者につきましてお話を、超高齢社会に向けてということで、いろんな取り組みというか、御提案をいただいたところでございますけど、私自身は高齢者といっても65歳からだといいますが、私、65歳過ぎちゃってますんで高齢者なんですよ。免許証は返すつもりはないんです。団塊の世代の一応最後の世代、年代かなというふうに思ってますけども、私から上、4つ、5つぐらいまでが団塊の世代と言われてますけども、いろんなところで公民館活動も含めて、社会教育等の活動なんかの中で見えますと、活動してる人の中で団塊の世代の人って意外と少ないんですよ。その上の方が、すごく多いのかなというふうには思っています。そういった意味で、団塊の世代の人たちが、先ほど公民館でやってた地域デビューパーティー等、そういうところに大勢参加していろんなところに活動していただくともっと違うのかなというふうに思いますが、私自身、その世代の末端というか、最後の世代の人間、年齢の者としては、やはりほかの世代とちょっと違うのかなというところもあります。まず頭数が多かったということもあるかもしれませんが、それぞれが考え方、ほかの世代の人とはちょっと違うところがあるかなというふうに思います。また、地域に対して出ていくというか、そういうところも独自の考え方を持つてる人が多いのかなというふうな思いは、自分なりに思っています。

ただ、そういうことも含めまして、先ほど二宮議員がおっしゃったように、高齢の方に優しいまちというのは、障害者の方にも優しいし、それから子育ての世代の方にも優しいというふうには思っています。ただ、言えるのは、これらのそれぞれが今、市の施策としては、それぞれが単独でこうやっているような、縦割れと言ったら言い方がおかしいかもしれませんが、そんな感じがするわけですけども、これを高齢者の方と子育てとか、障害者の方とか、最近では高齢者の方と子育ての方たちを結びつけるようなことも、考え方が出てきて、実際に移されているところもあるかと思いますが、私ども市としましては、その高齢者の方というだけではなく、障害の方とか子育て中の方々を含めてシャッフルするような、そんな感じではないでいいのかなというふうには思っています。

それぞれの方が、それぞれ必要としている知識なり経験なり、それぞれがあるかなと思いますし、また若い人からしてみれば年齢の方のその知識、経験を見させていただくということ、そして高齢の方から見れば、若い人のエネルギーをもらうということも含めて、そんな形でうまくつながっていく、世代を超えてつながっていくような、そんなまちづくりをしていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○5番（二宮由子君） 市長も65歳以上ということで、運転に自信がなくなったり、御家族の方から運転が心配だというふうに言われましたらば、勇気を持って返納していただけるようお願いいたします。

世代を超えたつながりをまちづくりに生かしていきたいということで、ぜひ高齢者に配慮した優しいまちづくりという観点も持ちながら、進めていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 東 口 正 美 君

○副議長（中間建二君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず1番目として、市民にわかりやすい市財政の情報提供について伺います。

言うまでもなく、地方自治法には、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとたわわれています。現在当市では第4次行政改革大綱のもと、市民サービスの向上と健全な行財政運営のため、さまざまな取り組みが行われています。行革大綱にもあるとおり、限られた財源の中で行政サービスを維持向上させ、効率的な行政運営を行うためには、財政状況の分析を明らかにし、市民に公表することで財政状況の共有化を図る必要があるとされています。

そこで、①として市財政の情報提供について伺います。

アとして、わかりやすい情報提供のため、現在どのような取り組みをされていますか。

イとして、立川市発行の「やさしい財政白書」は、わかりやすい情報提供であると考えますが、当市で取り組むことはできますか。

②として、身近な行政サービスにかかるコストについて、事業別行政コストの提示が必要であると考えますが、当市での取り組みについて伺います。

アとして、先進市の事例（札幌市、神戸市）の行政コスト計算書を参考に当市で取り組むことはできますか。

イとして、27年10月15日発行の東やまと市報に「ごみ・資源物処理量と決算状況」が掲載されておりましたが、今後示される予定の手数料の用途等について、どのような内容かお聞かせください。

イに関しては、11月20日に通告を提出した後、環境部ごみ対策課発行のごろすけだよりが各戸に配布されましたので、それを拝見した上で質問させていただきます。

次に、2番目、特別支援教育について伺います。

特別支援教育の取り組み及び発達障害の早期発見、早期支援については、これまでも何度か一般質問させていただき、確認をさせていただいてまいりました。そのような中、5歳児健診の導入や巡回相談、就学児健診



の充実、通級学級の拡充など、具体的な施策の充実とともに、平成26年12月には特別支援教育の一層の推進に向けた東大和市特別支援教育推進計画が策定されました。担当部の精力的な取り組みを高く評価いたします。また、28年度からは東京都が推進する特別支援教室を市内の全小学校にいち早く開設することとなり、特別支援教育の一層の充実が期待されるところであります。

そこで、①として平成28年度から市内全10校に開設することとなった特別支援教室について伺います。

アとして、これまでとの変更事項にはどのようなことがありますか。（各校の児童数、教員の体制、教室の確保、授業数等）伺います。

イとして、保護者への説明はどのように行われますか。

ウとして、各校に特別支援教室を設置する狙いや期待される効果についてお聞かせください。

②として、インクルーシブ教育について伺います。

アとして、どのような教育のことをいうのかお聞かせください。

イとして、充実した取り組みを行うための今後の取り組みについて伺います。

a、早期から一貫した支援を行うための取り組みについて。

b、教職員の専門性の向上のための取り組みについてお聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市財政の情報提供に関しまして、現在の取り組み内容についてであります。市財政の状況につきましては、多くの市民の皆様にご理解いただくことが非常に重要であると認識しており、わかりやすい内容による情報の提供が必要であると考えているところであります。現在、法令等に基づく内容としましては、市財政の状況につきまして年2回の公表を行い、その他に当初予算や決算の状況をお知らせしています。また毎年度、策定しております東大和市実施計画におきまして、市財政の現状を前年度の決算数値等に基づき説明しているところであります。これらの内容につきましては、市報及び市のホームページに掲載しまして、市民の皆様へ情報の提供を図るとともに、出前講座（多摩湖塾）におきましては、より丁寧な説明を行っているところであります。

次に、他市が発行する財政白書に関しまして、本市における取り組みについてであります。市財政の状況につきましてわかりやすく市民の皆様へ情報提供するための方法として、財政白書の作成は非常に有効であると認識しているところであります。現在市におきましては、国から要請のありました統一的な基準による新地方公会計の取り組みを進めているところでありますが、統一的な基準により作成されます財務書類につきましては、コスト情報等の把握が一層可能とされております。今後におきましては、これらの新たな財政情報の提供方法を検討する中で、他市の事例を参考としながら財政白書の作成についても研究してまいりたいと考えております。

次に、先進市の行政コスト計算書に関しまして、本市における取り組みについてであります。本市の行政コストとしましては、現在のところ総務省方式改訂モデルにより、普通会計等の行政コスト計算書を作成し、公表しているところであります。行政サービスにかかる事業別コストにつきましては、今後、統一的な基準による新地方公会計の導入において、発生主義の考え方に基づく会計処理を行う予定となっておりますことから、

統一的な基準による財務書類を整備する中で、事業別コストにつきましても研究してまいりたいと考えております。なお、統一的な基準による財務書類が整備されるまでの間におきましては、身近な行政サービスにかかるコストにつきましては、現在の財政情報を活用し、わかりやすく市民の皆様へ情報提供してまいりたいと考えているところであります。

次に、手数料の用途等の内容についてであります。平成27年11月に廃棄物広報誌、ごろすけだよりを発行し、市民の皆様へ平成26年度の家庭廃棄物有料化に伴う手数料収入額1億6,227万円について、歳出予算執行額への充当状況をお示しし、あわせて決算状況をお知らせいたしました。ごろすけだよりでは、決算状況のほかごみ処理量の比較や平成27年度上半期の状況を見える化し、市内リサイクル協力店の紹介を行い、引き続き廃棄物減量への協力をお願いしております。

次に、特別支援教室の導入についてであります。東京都では平成28年度から平成30年度までの間に、全ての小学校に特別支援教室を設置し、1人でも多くの児童が在籍学校できめ細かい支援を受けられるように、児童が通級する方式から教員が巡回する方式に変更するものであります。市では、これを受けまして平成28年度から市内の全ての小学校に特別支援教室を設置することといたしました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、インクルーシブ教育についてであります。障害者の権利に関する条約、第24条にある共生社会の形成に向けて、障害のある者と障害のない者を分け隔てず、ともに学ぶ仕組み、全ての子供を抱擁する教育システムを構築しようとするものであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、特別支援教室の導入についてであります。1点目の変更事項に関しましては、現在の児童が保護者とともに通級学級に通うという形から、教員が対象児童の在籍する学校を巡回し、指導を行うという形に変更するものであります。対象児童数の捉え方や支援の内容、相談から利用に至るまでの手続などについては、これまでと同様でございます。

2点目の保護者への説明についてであります。特別支援教室導入の趣旨、グループ編成及び利用の手順につきましては、案内通知を作成し、2学期の開始に合わせて全保護者に配布いたしました。また通級学級の保護者会でも説明をさせていただきました。

3点目の狙いや効果につきましては、他校への移動時間や安全確保の点で、児童、保護者の負担を軽減できると考えております。また、巡回して指導する教員と在籍学級の担任との情報交換や指導方法などにおきまして、さらなる連携強化を図ることができるものと考えております。

次に、インクルーシブ教育についてであります。1点目の教育内容につきましては、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と可能な限り同じ場で、ともに学ぶことを追求していく教育のことであります。そのためには、小中学校における通常の学級、特別支援教室、特別支援学級といった多様な学びの場を整備する必要があります。また、一人一人の教育的ニーズや課題に応えるための配慮や工夫など、できるだけ多くの選択肢を用意するといった合理的配慮が必要であると考えております。

2点目の今後の取り組みにつきましては、インクルーシブ教育システムの理念も踏まえて策定いたしました東大和市特別支援教育推進計画に沿って、特別支援教育を推進してまいります。早期から一貫した支援といたしましては、就学前の教育機関と小学校をつなぐ就学支援シートや巡回相談員の活用を充実してまいります。

また、教職員の専門性の向上につきましては、校内委員会の中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーター研修の充実や、ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくりを展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

1番目のわかりやすい財政状況の情報提供ということでは、ほぼ同内容の質問を同僚議員が2年前に行わせていただいておりますけれども、この2年間の間に変わったようなことがございましたら教えてください。

○財政課長（川口荘一君） わかりやすい市財政の情報提供ということでございますけれども、2年ほど前にも他の議員から同様の御質問があったことは、記憶しているところでございます。当時と現在の状況の変化ということではありますが、大きな部分での答弁とさせていただきますけれども、市におきましては開かれた市政を推進するというところで進めておりますので、予算編成の基本方針で定めます情報公開と説明責任、このことを踏まえまして平成27年度の予算編成におきまして、編成過程の透明化を平成26年度に進めてまいりました。このことにつきましては、時期を捉えまして市のホームページに予算の見積もり集計状況、また予算の見積もりの調整状況、市長の査定の結果等の状況につきまして掲載したところでございます。また、国からは統一的な基準による新地方公会計の導入ということで、本年、平成27年の1月に正式に要請がございました。このことに伴い作成いたします財務書類につきましては、人件費また減価償却費などのいわゆる見えないコストを反映しまして、行政コスト計算書の作成に、平成29年度末を目途として取り組む必要が生じているといったような状況でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

次に、そのようにさまざま今も市から情報が提供されておりますけれども、これが市民の方にわかりやすい内容になっているかどうかというところで、市の認識を伺います。

○財政課長（川口荘一君） 市の財政の情報提供に関しまして、内容のわかりやすさといった点でございますけれども、予算、決算など財政に関することは、法令等に基づく用語を使用する場合は非常に多くなります。したがって、こういう法令用語を市民にとってわかりやすい言葉に置きかえることは非常に難しいということで、常々感じているところでございます。わかりやすさの対応といたしましては、その財政用語の説明を加えることであったり、丁寧な表現とするというようなことが考えられますけれども、用語の説明を詳しい内容とすればするほど、また丁寧な表現をすればするほど内容が複雑になったり、またくどくどとした内容になったり、見る側にとって逆にわかりにくくなってしまうようなことも考えられます。市財政の説明に当たりましては、現在も市民の目線というものを意識して、内容の作成に努め、また情報の提供を行っているところでございますけれども、やはりその一方でまだまだ改善の余地等もあるといった認識でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

わかりやすいという物差しは、あるようでないのかなというふうに思います。市民目線、生活者目線といっても、多く多様な方がいる中で、これならわかりやすいというのは、あるようでないのかなというふうにも思っております。

それでは、現在市がそのような中で理解を得るために行っていることがあれば教えてください。

○財政課長（川口荘一君） 現時点での対応となりますけれども、市長答弁にもありましたように、出前講座（多摩湖塾）で市財政のわかりにくい部分を補っていきたいというふうに考えております。多摩湖塾では、決算等に基づく資料に基づきまして、市財政の状況を参加される市民の皆様に直接説明することで、理解のほうを求めていきたいというふうに考えております。ただ、多摩湖塾に希望される方は、一部の市民ということに限られますので、今後におきましても市財政の情報提供に当たりましては、他市の内容であったり、市民の皆様からの御意見等、参考といたしまして、内容の改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

多摩湖塾の出前ということですけど、近年これがどれぐらい行われているのか、またそこで行ったときに市民の方の反応がどうだったか教えてください。

○財政課長（川口荘一君） 財政に関する多摩湖塾の開催回数ということでありまして、年に1回程度ということに現状ではなっております。ただ、多摩湖塾では、参加される皆さんから、ふだん市がやってる財政上行ってる事務、わかりにくい部分については多々御質問がありますし、私のほうもそれに関しては丁寧な説明をさせていただいて、理解を求めているといったような状況でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

やはりなかなか興味がある方、限定になってしまうのかなというふうに思います。今回そういうことで、隣の立川市さんが出している「やさしい財政白書」という中学生の副教材になるようなものを出されていますけれども、財政白書という名前のもはほかの市もたくさん出していますけれども、今回これを事例に考えたときに、まずこの内容についておわかりであれば教えてください。

○財政課長（川口荘一君） 今お話がありました立川市では、「やさしい財政白書」というのを作成しております。内容のほうを確認をさせていただきましたところ、決算に基づく収入や支出の状況、また借入金であったり積立金の状況等の説明がされております。また生活に密着した行政活動、例えば保育所、ごみ処理の事業に必要な経費と、それに対する収入の関係ですね、いわゆる事業別のコスト情報といったものが掲載されております。

以上です。

○19番（東口正美君） それでは、この立川市発行の「やさしい財政白書」、特に2015年度版の内容に沿って、現在、当市が持ち合わせていない数字というのがあるかどうかをお聞かせください。

○財政課長（川口荘一君） 立川市発行の「やさしい財政白書」と当市の財政の説明内容の違いということでありまして、初めに当市の内容につきまして説明のほうをさせていただきますが、現在、毎年度作成する実施計画におきまして、決算数値等に基づき、財政の現状について情報の提供を行っているところでございます。

当市の内容は、地方財政状況調査、いわゆる決算統計による歳入歳出の数値の経年比較であったり、財政健全化法に基づく健全化判断比率の経年比較、また総務省方式改訂モデルによる財務書類の内容を掲載しまして、東京都26市の類似団体とのそれら数値の比較についてもお知らせしているところでございます。

それで、立川市の財政白書と比較した場合の違いでございますが、決算等に基づく数値的な部分では、それほど大きな違いはないというような認識でございます。ただ、立川市には生活に密着した行政活動に対する経

費と収入の関係が記載されておりますので、この点が当市と内容的には違う部分かなといった認識でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） その生活に密着した活動に対する収入の記載というところで、ここを出していこうと思うと次の質問とかかってくるのか、やっぱりこれは運営総額、収入額、市民の投入額、そして1人当たりの経費みたいなものが書かれておりますけれども、こういうものを出そうと思うと、次にいく事業別コストと同じような手続を踏まないと、こういう数字は当市では出てこないということでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 現在の当市における財政情報で、事業別コストは作成できないのかといった御質問かと思われまいますが、現在当市ではコストに関しては総務省方式改訂モデルということで、行政コスト計算書というものをつくっております。ただ、この総務省方式改訂モデルの作成方式ですと、いわゆる決算統計の数値に基づき作成しますので、どうしても市全体、一般会計等の市全体のコスト計算書になってまいります。個別の事業別というふうになりますと、それをさらに分解するなど、さまざまな労力等の投資が必要になってまいりますので、現状ではその点で非常に難しいというふうなことでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ちょっと質問が前後しちゃうかもしれませんが、それはじゃ、わかりました。

もしそこだけを抜いて、この数値的に大きな違いは、私たちに提供してもらってる東大和市の財政状況の数字と立川市が出してるものと違わないという中で、この「やさしい財政白書」と当市が皆様に提供してるところの状況とは、何が、じゃ違うというふうに思われますか。

○財政課長（川口荘一君） 当市と立川市との比較ということでございますけれども、大きな違いとして感じますのは、やはりその内容の見せ方ですね、情報提供の方法にあるというふうに考えております。その点が当市の場合は財政課の職員が作成しておりますので、非常にいわゆる市役所風のつくりになっているのかもしれませんが、立川市ではその辺の改善が図れてると申しますか、中学生の補助的な教材として使用する面もあるというふうに聞いておりますので、その辺でわかりやすさというのが、より立川市のほうが際立ってるというふうなことかというふうに思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

ちょっと私も、立川市が何年からこれをやっているかわからない部分も、多分、平成22年ぐらいからかなと思ってるんですけど、実はこの2014年版と2015年版を見比べるだけでもかなり編集が違ってまして、2014年版より2015年版のほうがさらにそぎ落とされて、非常に限定的な情報をわかりやすく編集してるなというふうに思っているのと、まず2014年版までには載ってなかったんですけど、まずこの2015年版は中学生の税に対する作文というところから入っているんですね。

ちょっとこれよく書かれているので少しだけ紹介させていただきますけれども——「税に支えられる生活」。

私たちは、税に助けられています。ふだん歩いている道路も、通っている学校や図書館なども、公共施設も税金を使ってつくられたものです。ほかにも警察、消防の人、学校の先生たちの仕事は税金なしでは成り立ちません。こんなにも多くのことに税が使われている。すると、少しのお金では全然足りません。誰がこの税金を納めているのでしょうか。それは私たちのお父さん、お母さんくらいの年齢の大人の人です。決して少なく

ない金額の税を、国や自分たちの住んでいる都道府県などに納めています。その人たちより、私たち子供や高齢者のほうが税金を使っているにもかかわらずです。とても大変なことだし、同時にすばらしいことだと思います。私が小学校の低学年ぐらいのころ、最初、私は授業で使う教科書は、全て自分の家のお金で買っているものだと思っていました。ただでこんな立派な本がもらえるなんて思いませんから当然です。しかし、私の教科書の裏にはゼロ円と書いてあるのを見つけました。よく読んでみると、「この教科書は、税金によって無償で支給されています。」という文章が書かれてありました。そこで初めて私はそのことを知りました。とても驚きましたということが書かれています。

本当に素直で非常にわかりやすい作文から入っておりまして、その中学生たちが勉強するための副教材として、この「やさしい財政白書」というのがつくられているというところで、当市でもこの税についての作文というのは、優秀なものが市のロビーとかに展示されております。今回、私が言いたいのは、なかなか立派な冊子でつくられておりまして、先ほども言ったように編集をするための人材とか、またそういう印刷とか、そういうことに経費がかかるので、全くもって同じようなものをつくってくださいというふうに言っているわけではなくて、やはりこの伝えたいところの伝え方の丁寧さや、また相手がわかるだろうか、この言いたいことが届くだろうかというところをもう少し研究していただいて、一つ一つの情報提供に努めてもらえないかなというふうに思っております。

最近、この財政状況を説明する、市民に説明するという会が市でも設けられましたけれども、下水道の財政状況についての説明会が行われました。私も1カ所、行かせていただきましたけれども、その中で、こういう意見をおっしゃっている方がおりました。この説明会の市報への掲載の仕方が、下水道財政説明会を開催という書き方だったんです。その参加者の中から、その方が言っていたのは、下水道料金の値上げに対する説明会というふうに記載をされたほうが注目を浴びたのではないですかという発言があったんですけど、値上げをするかどうかというのは、これから審議をされることなので、そういう書き方ができるかどうかというところはわからないんですけど、でもその中の市報の中に使われている言葉を使えば、例えばもう少し下水道使用料の見直しについての説明会というような表現を市報に載せるということではできたのかどうか、ちょっと伺わせていただければと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君）　ここで10回ほど下水道財政の説明会をさしていただきました。これにつきましては、11月5日の市議会全員協議会に、議員の皆様にも説明したのと同じ内容のものを市民の方にも説明させていただきました。ステップを踏んで、今度の全員協議会で一定の考え方をまとめさせていただいたものを説明させていただきますので、その後、料金の改定についての説明会をというようなことを考えております。ですから、やはり実際、公営企業として使用料収入で事業をきちんと組み立てていかななくてはいけないというところを、まずは説明させていただくというのを主にしていたつもりでございますが、その中でやはり20%から30%の改定が必要ですよという下水道使用料審議会からの答申に基づいてシミュレーションしたものを説明しましたので、値上げありきではないかということがございました。ただ、下水道使用料については、使用料審議会に答申したということは、市は計画的にきちんと財政を健全性を保つための使用料の見直しをしなくてはいけないということでしたので、やはり見直して改定をしていくというのが前提であったことの説明が、少し足りてなかったのかなという反省はございますので、今後それを補っていくような説明会をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 参加者の多寡についての質問もございました。そこで、いろいろ、私が参加した会は5人でした。一番多い会が11人という御回答で、もう少し少ない回もあったということで、毎回いつも丁寧な準備をしていただいて、説明会を行っていただいているなと思うんですけど、やはりこのところが市民の人が受ける情報のキャッチをするときに、もうちょっと何かないかなというふうに思っております。今もう1回、もう一段階踏みますということだったので、要望になりますけれども、参加者が少ないからといって市民の方たちが、この下水道の使用料金について無関心かという、絶対そうじゃないって私は思っています。この話を七、八人のいわゆるお母様たちと話をしたときも、我が家の水道料金は2カ月で幾らかって皆さん大体ですけどそらで言えて、多いとか少ないとかという話をされます。じゃ、この方たちが一番下水道の使用料金について関心を払うときがありますけれども、これはどういうときだというふうに思いますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 自分でもそうなんですけれども、やはり実際に支払うときとか、使っているときというのはなかなか流してしまってますし、下水道施設自体がそれほど表に出てるものではないというようなことがあります。余り意識はしておりません。ただ2カ月に1回、検針票が送られてきたときに、実際ののくらいのかなというところを見たときに、負担感をお感じになるのかなと思いますけれども、そういったところで説明としては、下水道を整備したことでどれだけの環境整備に貢献してるかと。皆さんも、その使用料によって、この環境を支えてくださってるんだというようなことを、あわせて説明していく必要があるということ、今回、ふだんからそういったことを心がけていないといけないのかなということを強く感じた次第でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） やはりそのとおりで、メーターの検針票が2カ月に一遍、ポストに入りますけど、それを確認したときに、前回とこれだけ違うということが一気に反応しまして、すごい分析するわけですよ。お風呂の入り方からシャワーの使い方からっていうことをされるので、本当にあの料金表の上水道と下水道の料金が載っていますけれども、この下水道料金について、そこに書いてあるこの下水道料金について見直しをしたい。その見直しは、どういうことによつてしなきゃいけないかという、一番興味があるところから情報提供してもらったら、もう少し生活者の人たちは安心ができるかなって思うんです。そうでないと、いろんなことが終わって、決まった後にまたもらうわけですね、新しい料金表を。同じ量しか使ってないのに何で上がってるのというふうになってしまう前に、あの下水道料金の表示の仕方が、この部分について検討してますという形で、できるだけ生活者目線の情報提供をしていただけたらありがたいなというふうに思っております。要望も含めて、この件、今後それが一番いいかどうかは検討していただいて、行ってもらえればなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 財政の情報ということで、いろいろな観点からのお話をいただきましたけど、まず最初に立川市の例にもございましたように、「やさしい財政白書」、このようなもの、必要性というのは認識はしております。ただ、現在の東大和市のこの財政事務の状況からしますと、なかなか基本的なところのデータといいますか、ベースのものとなる書類、あるいは基礎的な数値、いろいろなものがありますけれど、そういったものが立川市さん、あるいは大きな市、先進的な市、そういうところと比べると非常に少ないかなと、また手薄かなというようなのが現実であります。そのままではなくて、今後そのようなことを国からの要請の新公会計制度のこともございますし、現在進めております公共施設等の総合管理計画で、きょう公共施設のカルテ等、皆様のほうにもお渡しをしたところでございますが、そういったものを、緒についたばかりとい

うところで、今後そのようなやさしい財政白書的なものも、少しずつかなえられればなというふうなところが現状でございます。

また、今下水道使用料等のお話もありました。そういった部分も、全体からすれば大きな財政白書なり、わかりやすい白書なり、中学生にもわかるような情報であったりというところになるかもしれませんが、市の施策としまして事務事業を進める中で、どうしても部分的なものの中で、そういったものが出てきます。それをなかなか総体的に全体をもってして説明というのは難しいところでございますが、刻々といろんな事業を進める中で、その部分を先行して御説明申し上げ、市民の皆様にご理解を願った中で、それぞれの事業を進めていくというのは非常に説明も難しい部分でございますが、いろいろな状況を踏まえまして、わかりやすいもの、あるいは理解をより深めていただくもの、そういうものは必要でございますし、またそれに対する私ども市職員のスキルアップ、レベルアップをして、説明をきちんとできる。当然でございますけれど、また市民の人に理解をいただくようなものをもって対応するというのは、今後もずっと必要だと思いますので、その辺を踏まえまして事務事業に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

---

○副議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時48分 延会